

平成二十八年二月二十一日

青森県教育委員会第二百五回臨時会

期日 平成二十八年二月二十一日（日）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一開会

二議案

議案第一号	青森県スポーツ推進計画について	6
議案第二号	青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則案	2
議案第三号	青森県立学校職員の人事評価に関する規則案	1
議案第四号	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案	
議案第五号	青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案	
議案第六号	青森県立図書館組織規則の一部を改正する規則案	
議案第七号	青森県立郷土館規則及び青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則案	
議案第八号	青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	
議案第九号	青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について	
議案第十号	学校職員の人事について	
議案第十一号	学校職員の人事について	

三 その他

青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申に関する地区懇談会の開催状況について

四 閉 会

議案第一号

青森県スポーツ推進計画について

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第十条第一項の規定に基づく地方公共団体におけるスポーツの推進に関する計画を、別紙「青森県スポーツ推進計画」のとおりとする。

青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則案

青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則を次のように定める。

青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第四十四条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の人事評価の実施に関し、必要な事項を定め、もって職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員)

第二条 人事評価は、非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）、臨時の任用職員及び県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する者を除くすべての職員について実施するものとする。

(人事評価の種類及び実施時期)

第三条 人事評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

- 2 定期評価は、県教育長が定める日を基準日として、毎年定期に実施するものとする。
- 3 条件評価は、条件付採用期間中の職員について、県教育長が定める時期に実施するものとする。
- 4 臨時評価は、県教育長が特に必要があると認める職員について、隨時実施するものとする。

(評価期間)

第四条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、県教育長が定める。

（評価者及び調整者）

第五条 評価者及び調整者は、次の表の評価対象者の区分に応じ、同表の当該各欄に掲げる者とする。

評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者
	校長	市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）又は市町村教育長が指定した者	
教頭	校長	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者	
教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、学校栄養職員	教頭	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者	

(定期評価の実施方法)

第六条 定期評価は、能力評価及び業績評価によるものとする。

- 2 能力評価は、職員が職務遂行の過程で発揮した意欲及び能力を評価するものとする。
- 3 業績評価は、職員が職務遂行上の目標（以下「自己目標」という。）を設定した職務等の業績を評価するものとする。
- 4 職員は、県教育長が定める自己申告書により前二項の評価について自己評価するものとする。
- 5 第一次評価者は、職員の自己目標の設定及び日常の職務遂行に当たり、助言又は指導を行うとともに、職員の自己申告書等を踏まえ、職員が職務遂行上発揮した意欲及び能力並びに自己目標を設定した職務等の業績について、県教育長が定める標準職務遂行能力、評価基準等に基づき、評価票により評価するものとする。
- 6 第二次評価者は、職員の自己申告書等及び第一次評価者の評価結果を踏まえ、職員が職務遂行上発揮した意欲及び能力並びに自己目標を設定した職務等の業績について、標準職務遂行能力、評価基準等に基づき、評価票により評価するもの

とする。

7 調整者は、第二次評価者の評価結果について特に必要があると認めるときは、県教育長が定めるところにより調整を行うことができるものとする。

(条件評価及び臨時評価の実施方法)

第七条 条件評価及び臨時評価は、県教育長が定めるところにより実施するものとする。

(評価結果の報告)

第八条 第二次評価者は、人事評価の結果を県教育長が定める報告書により市町村教育委員会に報告するものとする。
2 市町村教育委員会は、人事評価の結果を報告書により県教育委員会に報告するものとする。

(評価結果の開示)

第九条 人事評価の結果は、県教育長が定めるところにより職員本人に開示するものとする。

(異論の申出)

第十条 前条の規定により開示を受けた職員は、人事評価の結果に異論があるときは、第二次評価者又は市町村教育長に対し、異論の申出をすることができる。

(個人情報の保護)

第十一条 人事評価に関わる者は、人事評価に関する文書の取扱いに当たっては、個人情報の保護について特に慎重を期さなければならぬ。

(保管の期間)

第十二条 人事評価に関する文書の保管期間は、五年間とする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 青森県県費負担教職員の人材育成・評価に関する規則（平成二十年三月青森県教育委員会規則第四号）は、廃止する。

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、県費負担教職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるため提案するものである。



青森県立学校職員の人事評価に関する規則案

青森県立学校職員の人事評価に関する規則を次のように定める。

青森県立学校職員の人事評価に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の人事評価の実施に関し、必要な事項を定め、もって職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員)

第二条 人事評価は、非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）、臨時の任用職員及び県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する者を除くすべての職員について実施するものとする。

(人事評価の種類及び実施時期)

- 第三条 人事評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。
 - 2 定期評価は、県教育長が定める日を基準日として、毎年定期に実施するものとする。
 - 3 条件評価は、条件付採用期間中の職員について、県教育長が定める時期に実施するものとする。
 - 4 臨時評価は、県教育長が特に必要があると認める職員について、隨時実施するものとする。

(評価期間)

第四条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、県教育長が定める。

(評価者及び調整者)

第五条 評価者及び調整者は、次の表の評価対象者の区分に応じ、同表の当該各欄に掲げる者とする。

評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者
校長	県教育長又は県教育長が指定した者	県教育長又は県教育長が指定した者	
教頭、事務長	校長	県教育長又は県教育長が指定した者	長が指定した者
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、技能職員（農事）、甲板員、機関員	教頭	校長	県教育長又は県教育
事務職員、学校栄養職員、技能職員（農事以外）	事務長		

(定期評価の実施方法)

第六条 定期評価は、能力評価及び業績評価によるものとする。

- 2 能力評価は、職員が職務遂行の過程で発揮した意欲及び能力を評価するものとする。
- 3 業績評価は、職員が職務遂行上の目標（以下「自己目標」という。）を設定した職務等の業績を評価するものとする。
- 4 職員は、県教育長が定める自己申告書により前二項の評価について自己評価するものとする。
- 5 第一次評価者は、職員の自己目標の設定及び日常の職務遂行に当たり、助言又は指導を行うとともに、職員の自己申告書等を踏まえ、職員が職務遂行上発揮した意欲及び能力並びに自己目標を設定した職務等の業績について、県教育長が定め

る標準職務遂行能力、評価基準等に基づき、県教育長が定める評価票により評価するものとする。

6 第二次評価者は、職員の自己申告書等及び第一次評価者の評価結果を踏まえ、職員が職務遂行上發揮した意欲及び能力並びに自己目標を設定した職務等の業績について、標準職務遂行能力、評価基準等に基づき、評価票により評価するものとする。

7 調整者は、第二次評価者の評価結果について特に必要があると認めるときは、県教育長が定めるところにより調整を行うことができるものとする。

(条件評価及び臨時評価の実施方法)

第七条 条件評価及び臨時評価は、県教育長が定めるところにより実施するものとする。

(評価結果の報告)

第八条 第二次評価者は、人事評価の結果を県教育長が定める報告書により県教育委員会に報告するものとする。

(評価結果の開示)

第九条 人事評価の結果は、県教育長が定めるところにより職員本人に開示するものとする。

(異論の申出)

第十一条 前条の規定により開示を受けた職員は、人事評価の結果に異論があるときは、県教育長が定める方法により、第二次評価者又は県教育長に対し、異論の申出をすることができる。

(個人情報の保護)

第十二条 人事評価に関わる者は、人事評価に関する文書の取扱いに当たっては、個人情報の保護について特に慎重を期さなければならぬ。

(保管の期間)

第十三条 人事評価に関する文書の保管期間は、五年間とする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 青森県立学校職員の人材育成・評価に関する規則（平成二十年三月青森県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、県立学校職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるため提案するものである。



青森県立郷土館規則及び青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立郷土館規則及び青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立郷土館規則及び青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則
(青森県立郷土館規則の一部改正)

第一条 青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則（平成二十一年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法の改正により新たな学校の種類として義務教育学校が設けられたことに伴う所要の整備を行うため提案するものである。



議案第八号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

第十号様式及び第十一号様式

教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項

教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

を

領 域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄

とする旨記載する。この次

となることとする。

2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には、「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には、「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

事 項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日

※

領 域	開設者	修了(履修)年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日

※必ず、回答欄の丸め込み部を記入のこと。

注1 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には、「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には、「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

IJの規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

教育職員免許状更新講習に新たに必修領域等が設けられたりとに伴う所要の整備を行つたため提案するものである。

[その他]

青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申に 関する地区懇談会の開催状況について

1 開催目的

青森県立高等学校将来構想検討会議がとりまとめた「答申」の内容について、広く県民に説明するとともに、意見を伺い、平成30年度以降を期間とする新たな県立高等学校に関する計画策定の参考とするため、県内6地区6会場で地区懇談会を開催する。

2 開催状況

- (1) 上北地区【十和田市】(2/8) [参加者 32人 報道 3社(3人) 発言者 7人]
※アンケート回収率 43.8% (32人中 14人回答)
- (2) 下北地区【むつ市】(2/10) [参加者 16人 報道 2社(2人) 発言者 4人]
※アンケート回収率 56.3% (16人中 9人回答)
- (3) 中南地区【弘前市】(2/12) [参加者 7人 報道 2社(2人) 発言者 2人]
※アンケート回収率 85.7% (7人中 6人回答)
- (4) 三八地区【八戸市】(2/15) [参加者 33人 報道 2社(2人) 発言者 6人]
※アンケート回収率 69.7% (33人中 23人回答)
- (5) 西北地区【五所川原市】(2/17) [参加者 18人 報道 1社(1人) 発言者 4人]
※アンケート回収率 44.4% (18人中 8人回答)
- (6) 東青地区【青森市】(2/19) [参加者 15人 報道 1社(1人) 発言者 3人]
※アンケート回収率 73.3% (15人中 11人回答)

- ◆ 通算 [参加者 121人 報道 11社(11人) 発言者 26人]
※アンケート回収率 58.7% (121人中 71人回答)

3 主な意見

- 人口減の中にあっても、将来を見据えた検討をしてほしい。
- 3学級規模の学校を2校残すというような発想ではなく、学科が異なる場合でも、統合により6学級規模の魅力ある高校をつくることを検討してほしい。
- 関係市町村等の理解を得ながら進めてほしい。
- 今ある学科の選択肢は残してほしい。
- 施設の老朽化の状況等も考慮し、検討してほしい。

青森県スポーツ推進計画

(平成28年度～平成33年度)

平成28年〇月

青森県教育委員会

目次

第1章 計画の概要	1	
1 計画策定の趣旨	2 計画の性格	3 計画の期間
第2章 計画の基本的な考え方	3	
1 基本理念	2 本県の目指すべき目標	3 取組方針
第3章 本県スポーツの現状	7	
1 子どもの体格、体力・運動能力について		
2 子どものスポーツ活動について		
3 成人のスポーツ実施率について		
4 総合型地域スポーツクラブについて		
5 選手の育成・強化について		
6 スポーツ科学の活用について		
7 スポーツ推進委員について		
8 特色あるスポーツイベントの開催について		
第4章 スポーツ推進施策	22	
I ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	23	
具体的施策		
(1) 若者のスポーツ活動の推進		
(2) 働き盛り、子育て世代のスポーツ活動の推進		
(3) 高齢者のスポーツ活動の推進		
II 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実	26	
具体的施策		
(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進		
(2) 学校の体育活動の充実		
(3) 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実		
III 地域のスポーツ環境の整備・充実	29	
具体的施策		
(1) 総合型地域スポーツクラブの育成・推進		
(2) 地域のスポーツ活動を支える人財の育成・活用		
(3) 地域スポーツ施設の有効活用・利用促進		
(4) 地域スポーツにおける企業・大学等との連携・協働の推進		

IV 競技スポーツの推進	3 2
具体的施策	
(1) 国際大会や全国大会で活躍できるジュニア選手の発掘・育成	
(2) 一貫指導体制による育成強化システムの構築	
(3) スポーツ科学を活用した競技力向上支援体制の整備及び指導者育成	
(4) あおもりアスリートネットワークの協力を得た強化支援体制の整備	
V スポーツによる地域の活性化	3 7
具体的施策	
(1) スポーツを通じた地域の活性化	
(2) スポーツによる交流の推進	
(3) スポーツ活動推進のための情報発信	
 《参考資料》	
○用語解説	4 0
○資料	4 5
1 青森県総合型地域スポーツクラブの育成状況	
2 国民体育大会における天皇杯順位・得点の推移	
3 (公財)青森県体育協会加盟団体における競技人口	
4 (公財)日本体育協会公認スポーツ指導者登録状況	
5 平成26年度小学校スポーツ活動調査結果集計	
6 平成26年度中学校運動部活動調査結果集計	
7 平成26年度高等学校運動部活動調査結果集計	
○国のスポーツ基本計画の概要	5 3
○青森県スポーツ推進審議会及びワーキンググループ一覧	5 7

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

スポーツ^①は、心身の健全な発達を促し、生活に生きがいや潤いをもたらすとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

本県では、平成12年に「スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県」の実現を目指し、「あおもりスポーツ立県推進プラン」を策定しました。その後、同プランが平成21年度末で終期を迎える、青森県教育委員会では、本県におけるスポーツ環境のさらなる整備に向けて、平成22年3月、県民の豊かなスポーツライフの実現を目指した「青森県スポーツ振興計画」を策定し、様々なスポーツ振興施策に取り組んできました。その結果、各種国際大会や全国大会の開催、各種大会における本県選手の活躍など、一定の成果が見られるようになりました。

この間、本県では少子高齢化が一層進行するとともに、価値観の多様化や人間関係の希薄化、景気の停滞、情報社会の急激な進展によるライフスタイルの変化など、県民の生活環境も大きく変化しています。

一方、国においては平成23年に「スポーツ基本法」^②が制定され、国民のスポーツ権が認められるとともに、スポーツがもつ様々な価値や意義を踏まえたスポーツの推進を図ることの重要性が示され、平成24年には「スポーツ基本計画」^③が策定されました。

2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、実に56年ぶりに世界最大のスポーツイベントである夏季大会が我が国で開催されることとなりました。この決定を受けて日本のスポーツ界も、スポーツ庁の設置や国際競技力の向上に向けた新たな取組がスタートするなど、スポーツ立国に向けた動きが加速しています。

本県においても、「スポーツが盛んな青森県」を目指し、新たな基本計画「未来を変える挑戦」が示されました。計画では、県民が年間を通して継続的にスポーツに取り組める環境を充実させるほか、全国大会などで活躍できる選手や指導者の育成などに取り組み、県民の健康づくりやスポーツによる地域活性化を図ることとしています。

この度、青森県スポーツ推進審議会の答申を受け、本県のこれまでの取組の成果や平成26年に策定された青森県基本計画の考え方、そして国の計画を踏まえて、社会の新たな変化に対応したスポーツの推進を図るため、今後の本県のスポーツ推進施策の方向性を示す「青森県スポーツ推進計画」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、本県がスポーツの推進を通して目指すべき姿として、今後のスポーツ推進に係る施策の方向性を示すとともに、市町村や関係機関団体におけるスポーツ推進の指針となるものです。このため、本計画では施策ごとに実施主体を明示しています。

3 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成33年度までの6年間を計画の期間とします。なお、社会情勢の変化等を考慮し、その状況に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「豊かなスポーツライフの実現」

2 本県の目指すべき目標

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」

平成23年に制定されたスポーツ基本法は、この言葉から始まります。少子高齢社会の進行や人間関係の希薄化、経済の停滞などを背景に、将来の不透明感からくる不安が増大する今日において、「文化」として様々な価値をもつスポーツへの期待が高まっています。

本県は、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに親しむとともに、全国大会などで活躍する選手やスポーツ活動を支える人財^④を多く輩出し、さらに、こうした人財が活躍し、県内外から人が集まる交流拠点となることで地域が活性化していくといった元気で活力に満ちた青森県を目指していきます。

このことは、本県が目指す「スポーツが盛んな青森県」につながるものです。

3 取組方針

本県では、スポーツの意義及びその文化としての価値を踏まえ、5つの事項を柱として、スポーツの推進に取り組みます。

I ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

県民の誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことは、生涯をより豊かに過ごしていくためにとても大切なことです。このためには、それぞれの興味・関心・適性等に応じて日常的かつ自発的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画できる環境の整備が必要となります。

また、学校や総合型地域スポーツクラブ^⑤、スポーツ少年団、競技団体、スポーツ・レクリエーション活動団体、福祉関係団体等が連携して、多様なスポーツ活動を効

率的・効果的に推進することが期待されています。

さらに、今後は、大学等の関係団体との連携や協働によるスポーツボランティア活動の奨励や機会の創出に向けた取組も必要となります。

このような観点から、施策の第一の柱として「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」を掲げています。

- (1) 若者のスポーツ活動の推進
- (2) 働き盛り、子育て世代のスポーツ活動の推進
- (3) 高齢者のスポーツ活動の推進

Ⅱ 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものです。しかし、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められることから、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援は大きな課題となっています。

スポーツの持つ意義を踏まえると、子どもが積極的にスポーツに取り組む態度を育成することは重要であり、幼児期からの体力づくりや学校体育の充実を図るために取組を通して、子どもたちにスポーツの魅力やスポーツmanship、優れた技能、健康と体力づくり等を指導できる指導者の育成と資質向上に努めることが必要となります。また、運動部活動への参加機会の拡充を図るため、学校と地域が連携し、適切な運動部活動の在り方について検討することも必要です。

さらに、各学校が地域の特性を考慮し、小・中・高等学校が連携した体育学習を推進することや学校と地域が連携・融合する協働事業等を推進することが必要です。

このような観点から、施策の第二の柱として「学校や地域における子どものスポーツ機会の充実」を掲げています。

- (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
- (2) 学校の体育活動の充実
- (3) 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実

Ⅲ 地域のスポーツ環境の整備・充実

県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤となるものであり、地域社会の活性化に重要な意義を有するも

のです。このことから、地域におけるスポーツクラブが、総合型地域スポーツクラブという特徴を發揮して、地域スポーツの担い手としての重要な役割を果たしていくよう、さらなる育成とその活動の充実を図ることが重要となります。また、大学においては、その担い手を育成するため、地方公共団体や企業等との連携・協働により、スポーツを通じた地域貢献活動を実施することが期待されます。

このようなスポーツ環境において、トップスポーツと地域におけるスポーツの人財の好循環を創出するためには、地域におけるスポーツ活動の中から潜在的な能力のある次世代のアスリートを戦略的に発掘・育成する体制を整備することが重要です。将来的には育成されたアスリートが、総合型地域スポーツクラブ等において地域の優れたスポーツ指導者となり、自身が有する技能や経験、人間的な魅力をジュニア層の育成や地域貢献等に還元し、合わせて自らの指導者としてのスキルアップを図るという流れを作り出すことが必要です。

このような観点から、施策の第三の柱として「地域スポーツ環境の整備・充実」を掲げています。

- (1) 総合型地域スポーツクラブの育成・推進
- (2) 地域のスポーツ活動を支える人財の育成・活用
- (3) 地域スポーツ施設の有効活用・利用促進
- (4) 地域スポーツにおける企業・大学等との連携・協働の推進

IV 競技スポーツの推進

オリンピックをはじめとする国際大会や全国大会における本県選手の活躍は、多くの県民に夢と感動を与え、青少年のスポーツに対する興味や意欲を高め、活力ある社会の形成に大きく寄与しています。

本県では、平成24年度から、ジュニア期からの一貫指導体制の構築を目的とした、ジュニア選手の発掘・育成に向けた本県独自の事業を実施し、スポーツ科学を活用した育成キャンプを開催するなど、その効果を検証してきました。優れた素質を有するジュニア選手を早期に発掘し、一貫した指導理念に基づいてトップアスリートへと育成するシステムの充実が重要であり、個人の特性等に応じた最適な指導を受けることができるような仕組みづくりが求められています。

選手強化については、二巡目となる国民体育大会の開催に向けた強化事業についても、今後の動向を踏まえ検討が必要となります。今後とも、スポーツ科学を活用した中・長期的なプランに基づいて、効果的にアスリートの強化を図ることが必要です。

また、競技力向上やスポーツを通じた地域活性化に向け、本県にゆかりのあるオリンピアンやトップアスリート等で組織する「あおもりアスリートネットワーク」との

連携も期待されます。

このような観点から、施策の第四の柱として「競技スポーツの推進」を掲げています。

- (1) 国際大会や全国大会で活躍できるジュニア選手の発掘・育成
- (2) 一貫指導体制による育成強化システムの構築
- (3) スポーツ科学を活用した競技力向上支援体制の整備及び指導者の育成
- (4) あおもりアスリートネットワークの協力を得た強化支援体制の整備

V スポーツによる地域の活性化

平成25年9月、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、日本人選手の活躍に国民の期待が膨らんでいます。また、2018年には韓国・平昌で冬季オリンピック・パラリンピック、2019年にはラグビーワールドカップの日本開催も決定しています。

現在、本県では、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会と連携を図りながら、東京オリンピック開催に伴う事前合宿の誘致に向けた取組を進めています。

大規模スポーツ大会や国内外の合宿を伴う集客力のあるスポーツイベントの誘致は、県外の参加者に対して本県の魅力をアピールできる絶好の機会であり、地域の活性化につながるものです。

また、大規模スポーツ大会やスポーツイベントの開催は、交流人口の拡大にもつながり、地域文化創出や地域の一体感の醸成等においても地域社会に与える影響は大きいことから、スポーツによる交流人口の拡大を増進するための組織体制の整備やスポーツボランティアの育成が重要となります。

さらに、スポーツによる地域の活性化を促進するためには、インターネットやマスメディア等によるスポーツ情報の発信も重要となっています。

このような観点から、施策の第五の柱として「スポーツによる地域の活性化」を掲げています。

- (1) スポーツを通じた地域の活性化
- (2) スポーツによる交流の推進
- (3) スポーツ活動推進のための情報発信

第3章 本県スポーツの現状

1 子どもの体格、体力・運動能力について

(1) 子どもの体格について

本県の児童生徒の体格は、男子、女子ともにほとんどの年齢で全国平均を上回っています。

また、47都道府県の中での本県の順位を見ると、全国1位の年齢層が多いことが分かります（表1）。

表1 性別、年齢別体格の全国平均値と青森県平均値

区分	年齢	身長(cm)				体重(kg)				座高(cm)				
		青森県での調査人數	H26青森県A	H26全 国B	本県順位	青森県での調査人數	H26青森県A	H26全 国B	本県順位	青森県での調査人數	H26青森県A	H26全 国B	本県順位	
男	幼稚園	5歳	435	111.1	110.3	2	435	19.5	18.9	1	272	62.0	61.8	8
	小学校	6歳	443	117.2	116.5	1	443	22.0	21.3	2	443	65.2	64.8	3
		7歳	441	123.5	122.4	2	441	24.9	24.0	2	441	68.2	67.6	2
		8歳	450	128.9	128.0	2	450	28.6	27.0	1	450	70.7	70.2	1
		9歳	445	134.6	133.6	2	445	31.9	30.4	4	445	73.1	72.6	2
		10歳	450	139.7	138.9	7	450	35.3	34.0	8	450	75.4	74.9	5
		11歳	446	146.8	145.1	1	446	40.5	38.4	2	446	78.3	77.6	2
	中学校	12歳	725	153.9	152.5	2	725	45.7	44.0	4	725	82.2	81.3	2
		13歳	718	161.2	159.7	1	718	51.5	48.8	1	718	85.8	84.9	2
		14歳	724	166.2	165.1	3	724	55.9	53.9	4	724	89.1	88.1	1
	高等学校	15歳	405	169.1	168.3	5	405	62.1	58.9	2	405	91.0	90.4	4
		16歳	405	169.8	169.8	20	405	61.2	60.7	22	405	91.7	91.4	12
		17歳	405	171.1	170.7	7	405	63.8	62.6	5	405	92.2	92.0	12
女	幼稚園	5歳	457	110.1	109.5	4	457	19.2	18.5	1	292	62.0	61.3	2
	小学校	6歳	443	116.6	115.5	2	443	21.8	20.8	1	443	65.0	64.4	2
		7歳	446	122.1	121.5	3	446	24.2	23.4	3	446	67.5	67.2	4
		8歳	455	128.6	127.4	2	455	27.6	26.4	2	455	70.5	69.9	2
		9歳	443	134.6	133.4	2	443	31.4	29.8	1	443	73.3	72.6	2
		10歳	459	142.0	140.1	1	459	36.1	34.0	1	459	76.7	75.8	1
		11歳	450	148.1	146.8	2	450	40.6	39.0	2	450	79.9	79.3	2
	中学校	12歳	719	152.7	151.8	2	719	45.0	43.6	4	719	82.8	82.1	3
		13歳	710	155.2	154.8	5	710	49.3	47.2	1	710	84.4	83.8	2
		14歳	730	157.0	156.4	5	730	51.9	50.0	1	730	85.4	84.9	2
	高等学校	15歳	420	157.6	157.0	2	420	53.3	51.4	2	420	85.9	85.4	1
		16歳	420	158.0	157.6	4	420	53.8	52.4	4	420	86.2	85.7	1
		17歳	417	158.5	157.9	2	417	54.6	52.9	1	417	86.4	85.9	1

青森県の数値：平成26年度体格、体力、ライフスタイル調査による（主管：県教育庁スポーツ健康課）
 全国数値：平成26年度学校保健統計調査^⑥による（主管：文部科学省生涯学習政策局）

(2) 肥満傾向児の出現率について

本県の児童生徒の肥満傾向児^⑦出現率は、男子、女子ともに全ての年齢で全国平均を上回っています（表2）。

表2 性別、年齢別肥満傾向児の全国平均値と青森県平均値

区分		年齢	肥満傾向児						
			H26 青森県 A	H25 青森県 B	差 A-B	全 国 C	差 A-C	H26 青森県 順位	H25 青森県 順位
男	幼稚園	5歳	4.99	5.67	-0.68	2.55	2.44	3	1
		6歳	6.25	5.52	0.73	4.34	1.91	8	7
		7歳	6.79	10.18	-3.39	5.45	1.34	12	3
		8歳	14.36	11.66	2.70	7.57	6.79	1	2
		9歳	12.45	16.52	-4.07	8.89	3.56	5	1
		10歳	13.84	17.30	-3.46	9.72	4.12	9	4
	小学校	11歳	14.11	15.81	-1.70	10.28	3.83	4	2
		12歳	13.24	14.49	-1.25	10.72	2.52	6	5
		13歳	13.10	12.64	0.46	8.94	4.16	4	3
	中学校	14歳	10.09	12.35	-2.26	8.16	1.93	6	2
		15歳	18.98	15.73	3.25	11.42	7.56	2	4
		16歳	12.71	15.33	-2.62	10.16	2.55	9	2
	高等学校	17歳	11.82	12.15	-0.33	10.69	1.13	17	18
女	幼稚園	5歳	6.80	2.79	4.01	2.69	4.11	1	23
		6歳	9.13	6.80	2.33	4.15	4.98	1	4
		7歳	11.05	9.97	1.08	5.41	5.64	1	2
		8歳	11.06	8.74	2.32	6.24	4.82	1	8
		9歳	11.67	9.93	1.74	7.36	4.31	3	10
		10歳	12.66	10.85	1.81	8.40	4.26	3	7
	小学校	11歳	12.80	7.90	4.90	8.56	4.24	4	32
		12歳	9.62	12.73	-3.11	7.97	1.65	17	2
		13歳	13.72	13.18	0.54	7.89	5.83	2	1
	中学校	14歳	11.81	12.36	-0.55	7.68	4.13	2	1
		15歳	11.74	12.31	-0.57	8.35	3.39	7	5
		16歳	8.56	9.95	-1.39	7.44	1.12	18	7
	高等学校	17歳	11.18	13.13	-1.95	8.25	2.93	7	3

（平成26年度体格、体力、ライフスタイル調査による（主管：県教育庁スポーツ健康課））

(3) 子どもの体力・運動能力について

新体力テスト調査[®]の結果によると、本県の児童生徒の体力は、男子では15歳で、女子では6歳、15歳から17歳で全国平均を上回っています。

また、測定項目別に見ると、男子では反復横とび、女子では握力、上体起こし、反復横とび、20mシャトルランにおいて、男女各12年齢層中、半分以上の年齢層で全国平均を上回っています（表3）。

表3 性別、年齢別新体力テストの全国平均値と青森県平均値

校種	学年	年齢	区分	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)	合計点 (点)	
								(男子1500m) (女子1000m)				(小学生はソフトボール投げ)		
男 子	小学校	1年	6歳	全国	9.5	11.5	25.8	27.4		18.8	11.5	114.9	8.7	30.6
			県	9.3	11.2	24.7	28.1		19.8	11.7	111.4	8.5	30.1	
		2年	7歳	全国	11.2	14.0	27.3	31.9		28.3	10.6	126.2	12.4	37.9
			県	11.0	13.9	26.2	32.0		27.9	10.9	122.9	11.6	36.8	
		3年	8歳	全国	13.0	16.1	29.2	35.1		37.7	10.1	137.5	16.3	44.1
			県	12.7	15.7	27.9	35.2		36.0	10.4	132.0	15.5	42.4	
	中学校	4年	9歳	全国	15.0	18.2	30.5	38.8		46.1	9.7	144.7	20.3	49.6
			県	14.6	17.6	29.4	38.7		45.0	10.0	141.0	19.3	47.9	
		5年	10歳	全国	17.4	20.1	32.7	43.0		55.3	9.3	154.7	24.5	55.6
			県	16.6	19.8	31.1	42.3		53.1	9.6	149.6	23.2	53.4	
		6年	11歳	全国	20.0	21.7	34.1	45.8		62.6	8.9	163.7	28.4	60.6
			県	20.1	21.9	33.4	45.6		63.0	9.1	161.7	27.7	59.6	
女 子	高校	1年	12歳	全国	24.6	25.1	39.7	49.6	411.6	73.8	8.4	183.1	18.8	35.5
			県	24.6	23.7	39.0	47.7	430.8	70.5	8.7	177.7	17.3	33.2	
		2年	13歳	全国	29.9	28.7	43.4	53.3	377.1	90.1	7.9	200.1	21.9	44.2
			県	30.4	27.2	43.3	51.4	407.7	84.7	8.0	196.2	20.5	42.0	
		3年	14歳	全国	35.7	30.8	47.9	55.6	360.8	96.8	7.4	214.6	24.8	51.4
			県	35.5	29.7	46.8	54.3	396.2	92.2	7.6	210.4	23.2	48.9	
	小学校	1年	15歳	全国	38.7	29.5	47.0	54.9	387.3	86.2	7.5	216.7	24.7	50.2
			県	38.6	30.1	48.0	55.9	397.1	87.3	7.5	217.2	24.1	51.1	
		2年	16歳	全国	41.3	31.4	49.3	56.6	373.9	92.9	7.3	223.8	26.4	54.7
			県	41.1	31.6	49.6	57.4	386.4	93.7	7.4	223.8	25.3	54.6	
		3年	17歳	全国	43.2	32.3	51.2	57.6	371.8	94.1	7.2	228.3	27.2	56.9
			県	42.7	32.1	50.4	57.8	389.6	92.1	7.3	226.5	25.8	56.0	
女 子	中学校	1年	6歳	全国	8.7	10.6	28.0	26.1		15.9	11.8	107.4	5.7	30.3
			県	8.8	10.8	27.1	27.5		16.9	12.0	104.1	5.7	30.4	
		2年	7歳	全国	10.4	13.3	29.9	30.0		22.1	10.9	118.2	7.6	37.8
			県	10.4	13.3	29.3	31.1		23.3	11.1	115.5	7.6	37.8	
		3年	8歳	全国	12.1	14.9	32.0	33.6		28.3	10.5	129.3	9.7	44.0
			県	12.0	15.2	31.2	34.2		29.2	10.6	124.5	9.7	43.6	
	高校	4年	9歳	全国	14.1	16.7	34.3	36.5		34.4	10.0	137.0	11.9	49.7
			県	14.0	16.9	33.4	37.6		36.9	10.1	134.5	11.9	49.7	
		5年	10歳	全国	16.6	18.6	37.3	40.7		42.8	9.6	146.5	14.4	56.3
			県	16.6	18.8	35.5	40.7		45.3	9.7	143.6	14.3	55.6	
		6年	11歳	全国	19.7	20.0	39.7	43.0		49.0	9.1	155.2	16.9	61.9
			県	19.5	20.0	37.8	43.0		50.8	9.4	152.0	16.4	60.5	
	小学校	1年	12歳	全国	21.9	21.0	43.2	44.9	296.2	52.6	9.0	165.5	12.2	45.0
			県	21.9	20.0	42.5	43.9	303.9	52.0	9.2	160.0	11.2	42.7	
		2年	13歳	全国	24.4	23.5	45.1	46.5	281.9	59.7	8.8	169.8	13.8	50.3
			県	23.9	22.7	44.7	45.4	302.3	57.4	8.9	165.6	12.6	47.9	
		3年	14歳	全国	25.5	24.6	47.5	47.2	283.9	62.4	8.6	174.0	14.7	53.2
			県	25.6	24.2	47.5	46.5	306.3	57.5	8.9	168.3	13.5	50.8	
女 子	中学校	1年	15歳	全国	25.7	22.6	46.0	46.4	309.5	50.0	8.9	168.7	14.3	49.3
			県	25.8	23.4	47.4	47.2	321.4	51.1	9.0	168.6	13.3	49.8	
		2年	16歳	全国	26.5	23.3	46.8	46.3	309.9	50.3	9.0	168.7	14.6	50.1
	高校		県	26.5	24.2	48.1	47.5	322.1	52.0	9.0	169.2	13.7	51.0	
		3年	17歳	全国	26.8	23.7	47.1	46.6	312.2	50.3	9.0	169.5	14.8	50.7
			県	26.9	24.3	48.6	46.9	325.0	50.6	9.0	168.3	14.1	51.1	

(全国平均値は平成25年度文部科学省体力・運動能力調査報告書による)

(※黄色は全国平均値かそれ以上の項目)

2 子どものスポーツ活動について

(1) 子どものスポーツ活動状況

本県の「運動をしない児童生徒」の割合及び「運動時間30分未満」の割合を、平成25年度と平成26年度の調査でみたところ、「運動をしない児童生徒」の割合は、男女とも、小学校高学年から中学校1学年を境に次第に高くなる傾向を示しています。特に、26年度は、男子の小学校2・3年生が、女子の小学校2年生が前年度から大きく増加しており、男子、女子ともに5年齢層で「運動を実施しない児童生徒」の割合が増えています。

また、平成26年度の「運動時間30分未満」においては、男子が7年齢層、女子6年齢層で平成25年度より割合が増えています。特に小学校1学年から小学校3学年にかけての「運動をしない児童生徒」の割合が依然として高い傾向にあり、運動する機会及び運動時間の確保が大きな課題となっています（図1、図2、図3、図4）。

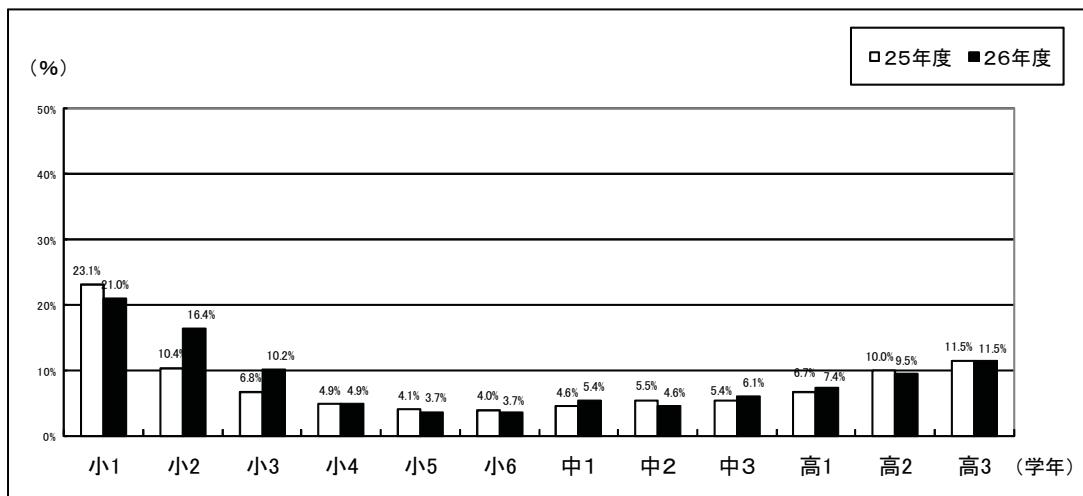


図1 運動をしない児童生徒の割合（男子）

（平成26年度体格、体力、ライフスタイル調査及び学校保健調査による 主管：県教育庁
スポーツ健康課）

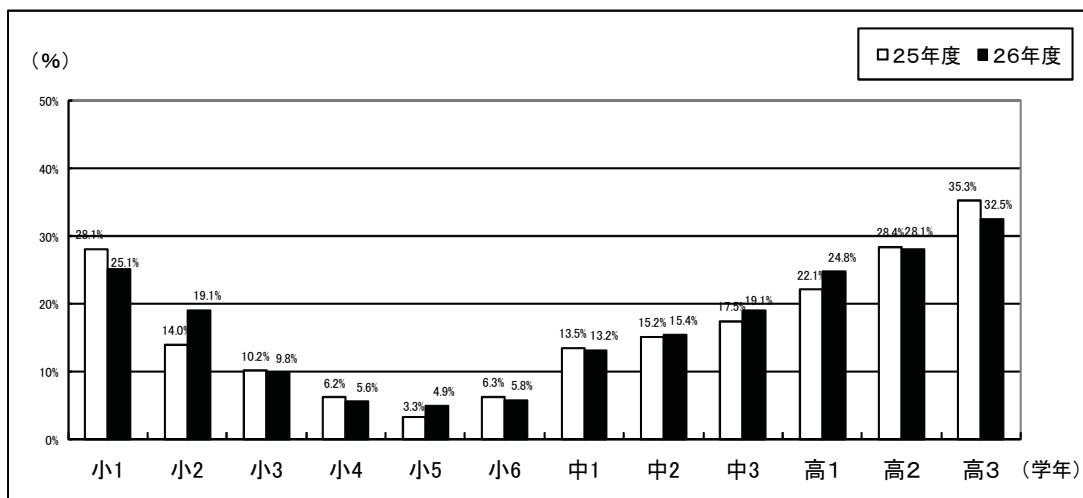


図2 運動をしない児童生徒の割合（女子）

（平成26年度体格、体力、ライフスタイル調査及び学校保健調査による 主管：県教育庁
スポーツ健康課）

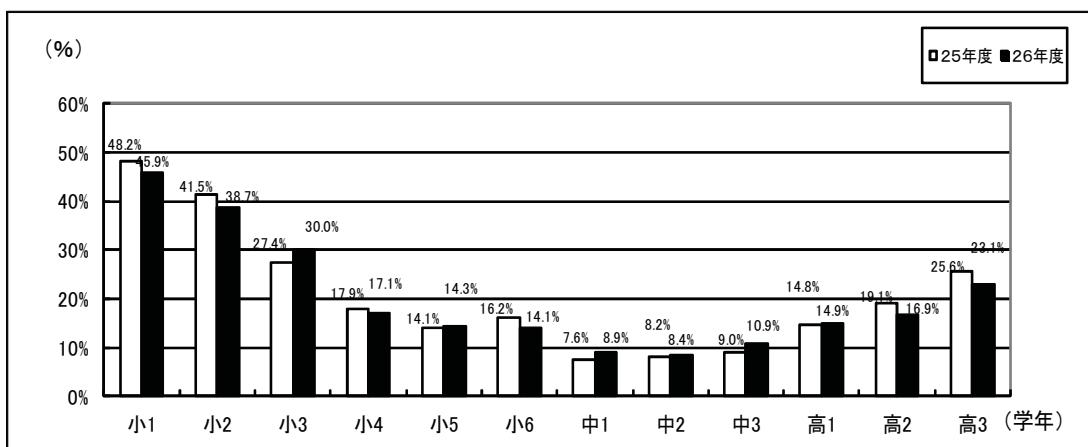


図3 運動時間30分未満の割合（男子）

（平成26年度体格、体力、ライフスタイル調査及び学校保健調査による 主管：県教育庁
スポーツ健康課）

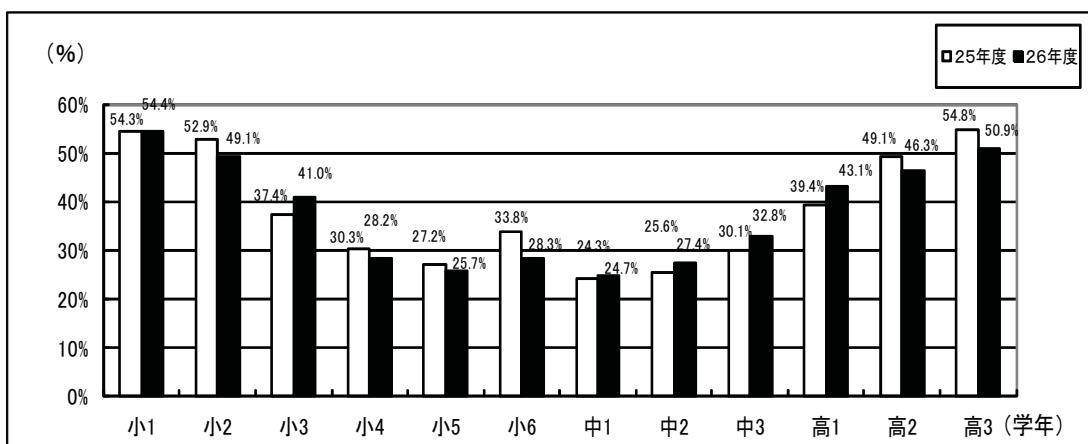


図4 運動時間30分未満の割合（女子）

（平成26年度体格、体力、ライフスタイル調査及び学校保健調査による 主管：県教育庁
スポーツ健康課）



(2) 運動部や地域スポーツクラブへの所属状況

小・中・高等学校の全てにおいて、女子より男子の所属率が高くなっています。また、小学校低学年の所属率が低くなっていますが、高学年になると所属率が高くなっています(図5、図6)。

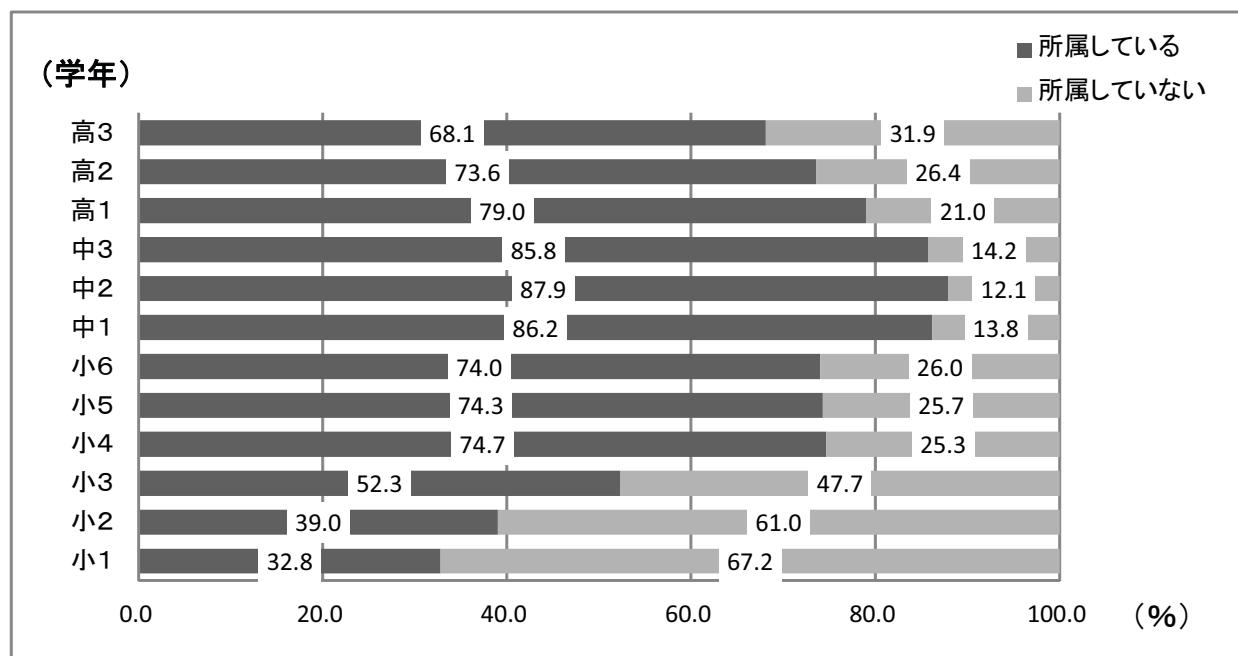


図5 運動部や地域スポーツクラブへの所属状況（男子）

(平成26年度体格、体力、ライフスタイル調査及び学校保健調査による 主管：県教育庁
スポーツ健康課)

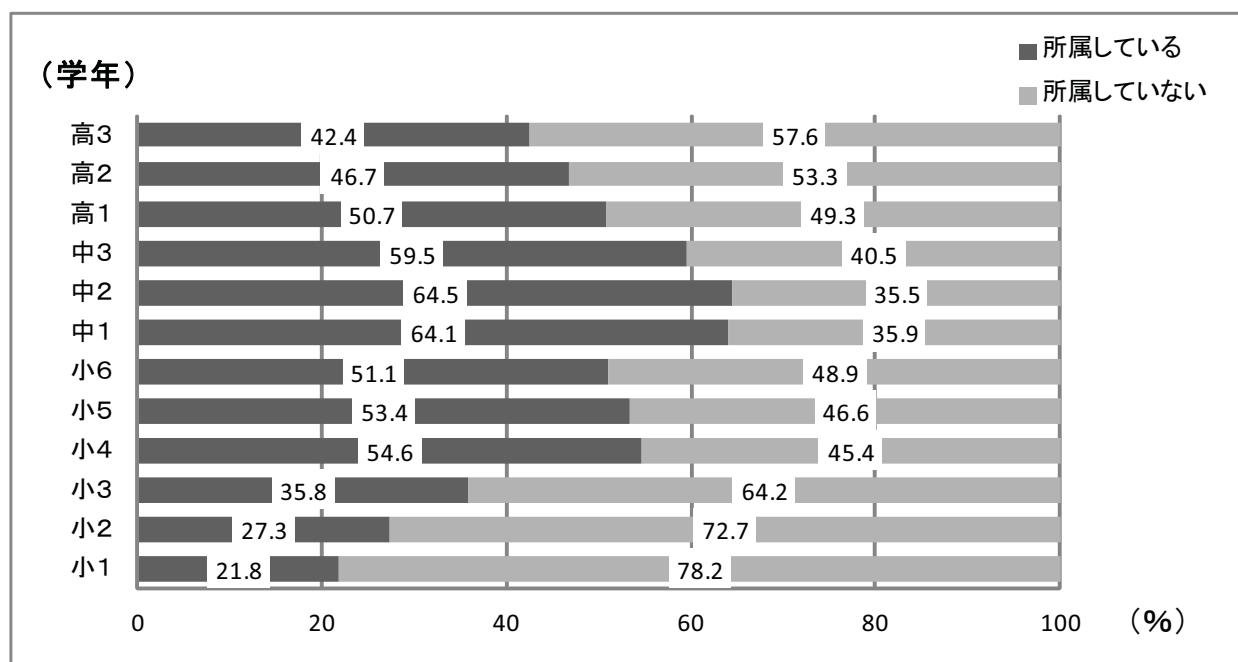


図6 運動部や地域スポーツクラブへの所属状況（女子）

(平成26年度体格、体力、ライフスタイル調査及び学校保健調査による 主管：県教育庁
スポーツ健康課)

3 成人のスポーツ実施率について

平成26年度の県民の健康・スポーツに関する意識調査^⑤では、本県の成人のうち、週に1回以上スポーツを実施する人の割合（スポーツ実施率）は39.4%で、前回調査（平成23年度）の36.9%から上昇しています。また、年齢が上がると実施率が高くなる傾向があり、60歳代のスポーツ実施率は46.0%となっています（図7、図8）。

同調査で、「今後、スポーツや運動を始める又は今以上に行うための条件」を聞いたところ、「身近な場所にスポーツ施設ができれば」と答えた人の割合が44.1%と最も多く、以下、「自分の好みにあったスポーツ・運動が見つかれば」（35.1%）、「身近に一緒にスポーツを行う仲間がいれば」（34.5%）「生活費に余裕ができるれば」（33.2%）、などの順となっています（表4）。

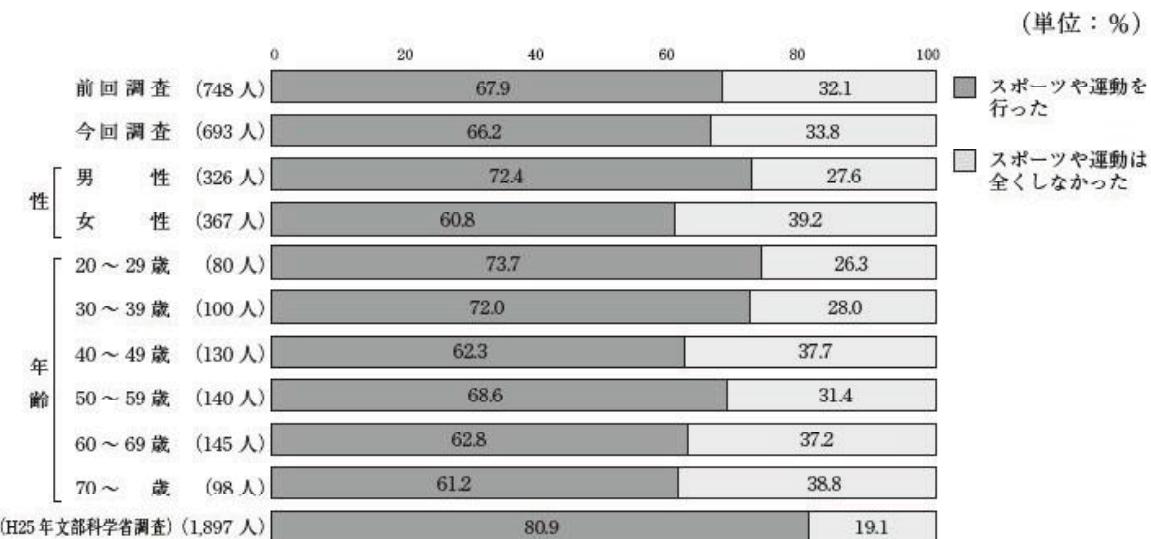


図7 運動やスポーツの実施状況

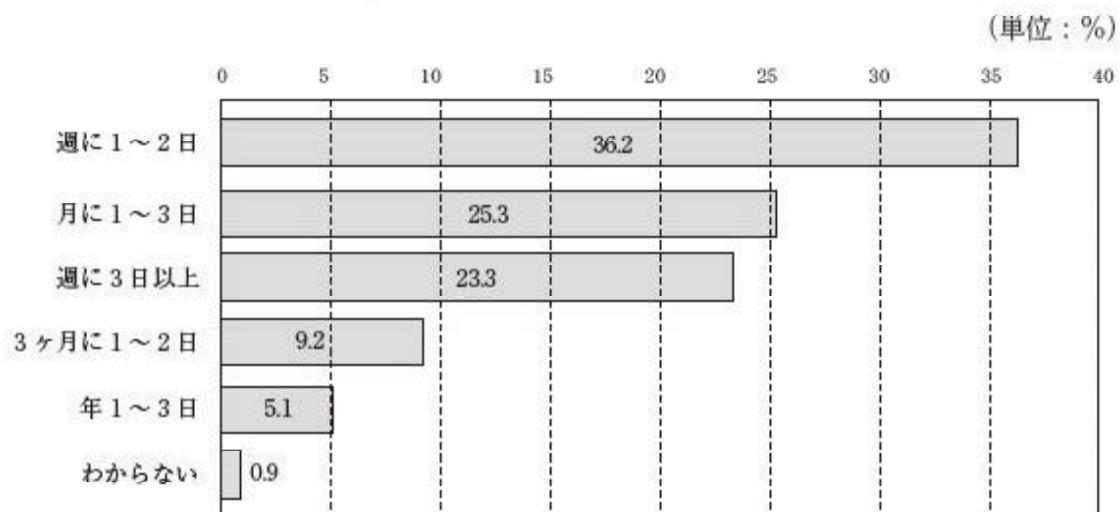


図8 この1年間にスポーツや運動を行った日数

表4 この1年間にスポーツや運動を行った日数

項目(総数)	週に3日以上	週に1~2日	1年間のスポーツ実施割合	スポーツ実施率	月に1~3日	3ヶ月に1~2日	年に1~3日	(単位%) 分からな い
前回調査 (501人)	21.0	33.3	67.9	36.9	25.3	10.8	7.8	1.8
今回調査 (455人)	23.3	36.2	66.2	39.4	25.3	9.2	5.1	0.9
[性別]				0.0				
男性 (235人)	25.1	36.6	72.4	44.7	25.1	8.5	3.4	1.3
女性 (220人)	21.4	35.8	60.8	34.8	25.5	10.0	6.8	0.5
[年齢別]				0.0				
20~29歳 (59人)	18.6	27.1	73.7	33.7	30.5	13.6	10.2	0.0
30~39歳 (72人)	12.5	37.4	72.0	35.9	30.6	11.1	5.6	2.8
40~49歳 (81人)	24.7	34.6	62.3	36.9	22.2	11.1	7.4	0.0
50~59歳 (95人)	16.8	38.9	68.6	38.2	28.4	11.6	4.3	0.0
60~69歳 (90人)	33.3	40.0	62.8	46.0	18.9	6.7	1.1	0.0
70~79歳 (58人)	34.5	36.2	61.2	43.3	22.5	0.0	3.4	3.4
H25文科省調査(1,534人)	30.1	28.6	80.9	47.5	22.6	10.0	7.2	1.4

※スポーツ実施率の算出方法:(1年間のスポーツ実施割合)×(週に3日以上の割合+週に1~2日の割合)×1／100



4 総合型地域スポーツクラブについて

県内の総合型地域スポーツクラブの育成状況は、平成27年4月1日現在、40市町村中70%にあたる28市町村において、クラブを設立済み又は設立準備中となっています（p 45、資料1）。

国のスポーツ基本計画においては、各市区町村に少なくとも1つは総合型クラブを育成することを目指すとされています。本県全体での総合型地域スポーツクラブの設置数は増加していますが、市町村での育成率（平成27年4月：70.0%）は全国平均（平成27年4月：80.1%）を下回っています。



5 選手の育成・強化について

国民体育大会^⑩での男女総合成績順位は、人口が多く大学や企業の数が多い都道府県が上位のほとんどを占めています。本県は、平成15年（第58回）の得点算出方法改定以降30位前後で推移してきたものの、平成24年度は40位代まで順位を下げ、平成26年度は過去最下位の43位となっています（p46～p47、資料2）。

この原因としては、国民体育大会での獲得得点のうち6割～7割を占めていた少年の成績が著しく低下していることや（図9）、団体種目の入賞数が伸び悩んでいることなどが考えられます（表5）。

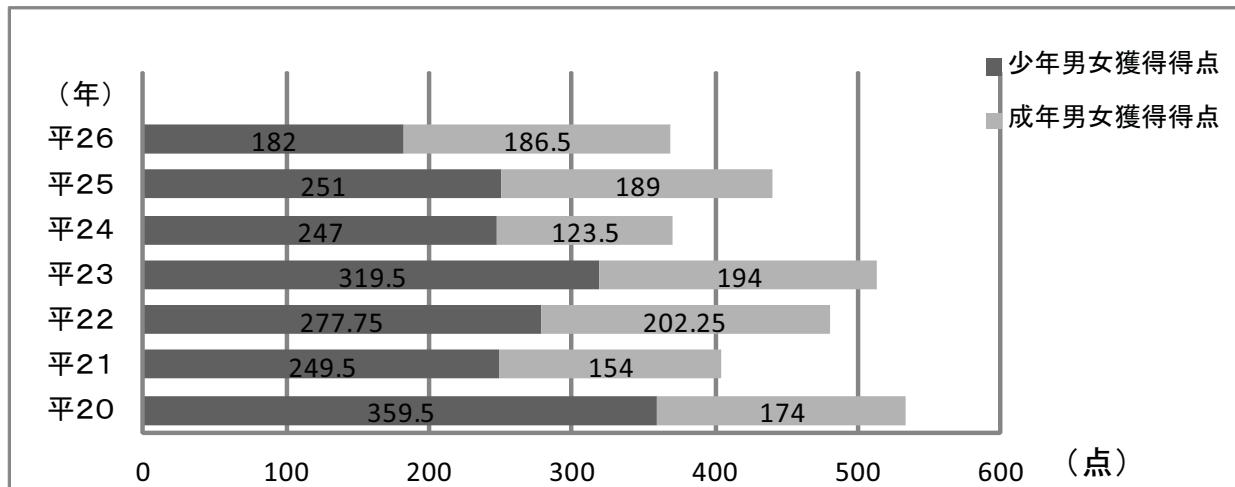


図9 国民体育大会での種別毎の獲得得点

（数値は青森県体育協会資料による。参加点400点は除く。）

表5 全国大会における団体・個人の入賞数の比率

全国大会入賞数の推移						
A: 総合体育大会における本県の入賞数(個人競技)						
	平成21年(度)	平成22年(度)	平成23年(度)	平成24年(度)	平成25年(度)	平成26年(度)
国民体育大会	49	66	62	36	38	45
全国中学校体育大会	15	12	11	17	19	14
全国高等学校体育大会	41	33	26	30	29	27
計	105	111	99	83	86	86
B: 総合体育大会における本県の入賞数(団体競技)						
	平成21年(度)	平成22年(度)	平成23年(度)	平成24年(度)	平成25年(度)	平成26年(度)
国民体育大会	14	11	16	11	16	12
全国中学校体育大会	9	6	9	8	5	6
全国高等学校体育大会	15	15	15	12	11	11
計	38	32	40	31	32	29
A+B	143	143	139	114	118	115
※8位以内またはベスト8を入賞とする。						
※全国高等学校総合体育大会には、定通制大会を含まない。						
※国体は年(回)ごと、中・高は年度ごとに集計。						

平成 25 年度に（公財）青森県体育協会が行った競技人口調査^⑪によると、平成 22 年度と比較して、多くの競技団体で競技人口が減少しています（p 48、資料 3）。

また、学校において指導者となる教員の高齢化や、中堅指導者の減少により、競技経験の浅い教員が指導にあたるケースが増えています。また、昭和 52 年あすなろ国体開催時前後の指導者の退職などにより専門的指導ができる教員も減っています（p 50～52、資料 5、資料 6、資料 7）。

県教育委員会の運動部活動調査によると、平成 26 年度に運動部活動において活用された外部指導者の数は、中学校では 1,640 の部活動に対して 596 人、高等学校では 1,433 の部活動に対して 455 人となっています。

さらに、本県の（公財）日本体育協会公認スポーツ指導者登録状況は、冬季競技を除きほとんどの競技で全国平均を下回っており、特にユーチ、上級ユーチ^⑫は本県が最も少ない状況にあります（p 49、資料 4）。



6 スポーツ科学の活用について

(1) 青森県スポーツ科学センターの利用について

平成15年に開所した青森県スポーツ科学センター^⑯において、「体力測定」「動作分析」「リコンディショニング」「心理サポート」の各サービスが提供されています（表6）。

また、平成19年4月からは、各サービスにおいて「総合メニュー」だけでなく、特定の測定等を選択できる「個別メニュー」での利用ができるようになったことから、平成23年度は5,668人、平成24年度は6,135人、平成25年度は6,376人と毎年利用者は増加しており、平成26年度は6,698人が利用しています（図10）。

表6 青森県スポーツ科学センターにおいて提供されているサービス

サービス	メニュー		
体力測定	ア 基本検査	イ 全身持久力測定	
	ウ 筋力測定	エ パワー測定	
	オ 基礎体力測定	カ 身体組成測定	
	キ 体力測定の結果に基づく運動プログラムの作成及び運動指導		
動作分析	ア 動作データ分析	イ フォーム撮影	
	ウ 地面反力計測	エ 筋電図計測	
リコンディショニング	ア コンディション評価	イ 運動プログラム作成	
	ウ 運動指導		
心理サポート	ア 個別対応サポート	イ 集団対応サポート	

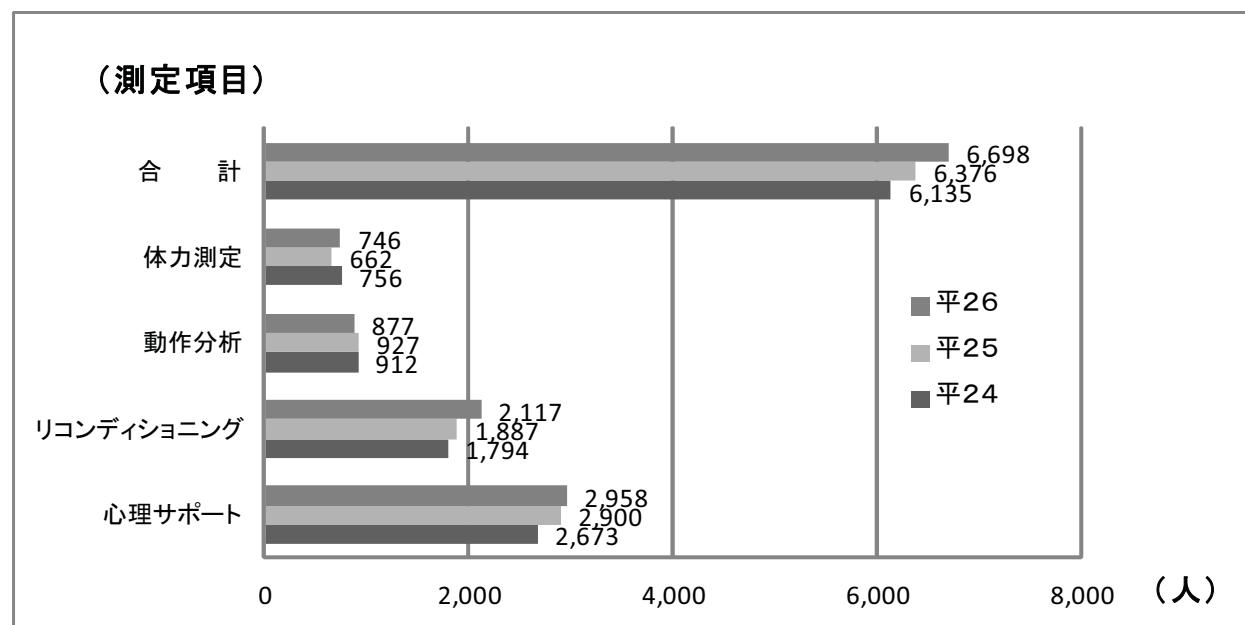


図10 青森県スポーツ科学センター利用者数（実利用者数）

(2) チームサポート事業について

スポーツ科学的側面から競技力の向上を図るため、平成21年度から県内の高等学校運動部をサポートするチームサポート事業を実施しています（表7）。

表7 チームサポートの概要（平成24年度～26年度の実施状況）

サポート分野	学校・種目	年度毎サポート回数		
		24年度	25年度	26年度
体力測定	①青森東高校・ハンドボール部	15	21	32
	②五所川原商業高校・女子ソフトテニス部	16	16	20
動作分析	①田名部高校・ボート部	8	14	9
	②柏木農業高校・ウェイトリフティング部	8	8	10
リコンディショニング	①三沢商業高校・女子バレー部	17	25	—
	②弘前学院聖愛高校・女子体操部	18	19	—
心理サポート	①五所川原第一高校・剣道部	30	36	36
	②八戸工業大学第一高校・アイスホッケー部	11	12	15



7 スポーツ推進委員について

県内のスポーツ推進委員^⑩の人数は、平成27年5月現在で565人となっています。

県が毎年行う「青森県スポーツ振興に関する調査」では、平成26年度の委員の平均年齢は52.0歳（男性52.6歳、女性51.8歳）で、年代別人数では50代が最も多く208人（男性131人、女性77人）、次いで60代が128人（男性93人、女性35人）となっています（図11）。

また、スポーツ推進委員一人当たりの担当人口（県の人口を委員数で除した数値）は、平成26年度で2,363人となっており、平成20年度の2,271人から増加の傾向を示しています。

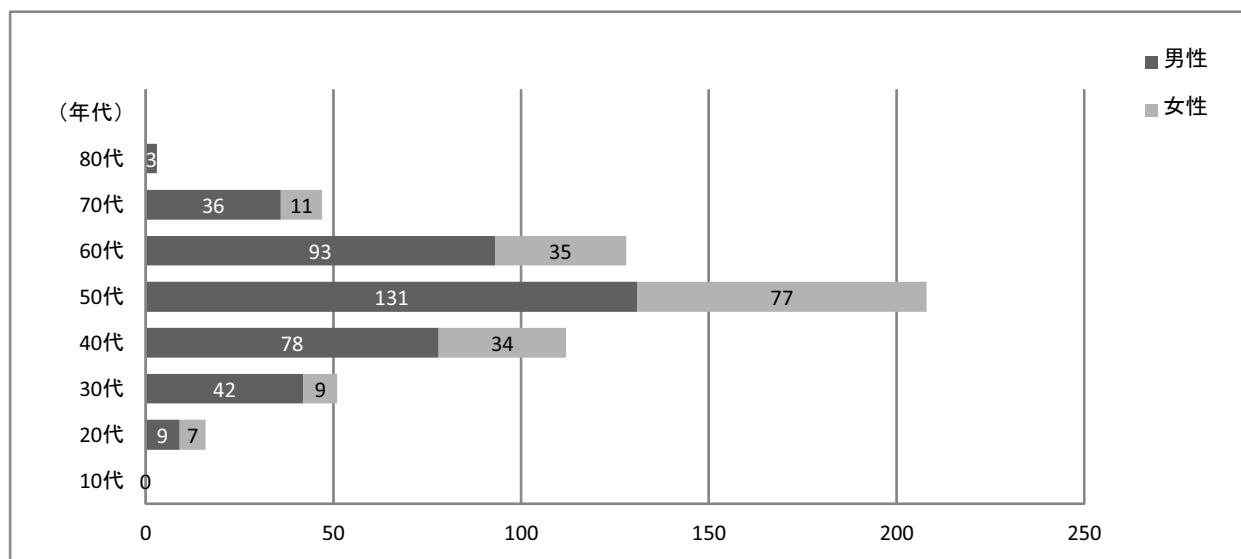


図11 スポーツ推進委員の年代別人数



8 特色あるスポーツイベントの開催について

(1) 平成19年度の「第20回全国スポーツ・レクリエーション祭」の本県開催を契機に、年齢や体力に関係なく、誰でも参加できるスポーツ・レクリエーションへの注目が一段と高まりました。

平成20年度には、これまでの「青森県民生涯スポーツフェスティバル」の内容の見直しを図るとともに、名称を改め、「第1回青森県民スポーツ・レクリエーション祭」として開催し、以降、毎年約7千人の県民が参加しています。



(2) 県では、県民の一体感を盛り上げ、活力ある県勢の発展とスポーツの振興を図ることを目的に、市町村対抗での「青森県民駅伝競走大会」を開催しています。これまで数々の名勝負を繰りひろげてきた「青森県民駅伝競走大会」は、参加する選手だけではなく、観る、支えるといった市町村の連帯感と郷土の和と心を育むスポーツイベントです。平成27年度で23回を迎える当大会は、地域のスポーツ振興に大きく貢献する大会として県民に定着しています。



(3) 平成23年度全国高等学校総合体育大会^⑯が北東北三県（青森・秋田・岩手）及び宮城県で開催されました。インターハイ二巡目、初のブロック開催であり、「がんばろう！東北」のメッセージを掲げ、大震災からの復興への貢献を目指す大会でもありました。青森県内では、高校生一人一役活動をはじめ、12競技種目に8,142人の選手が参加して熱戦が繰り広げられ、延べ156,757人の観客が会場に足を運んで声援を送りました。

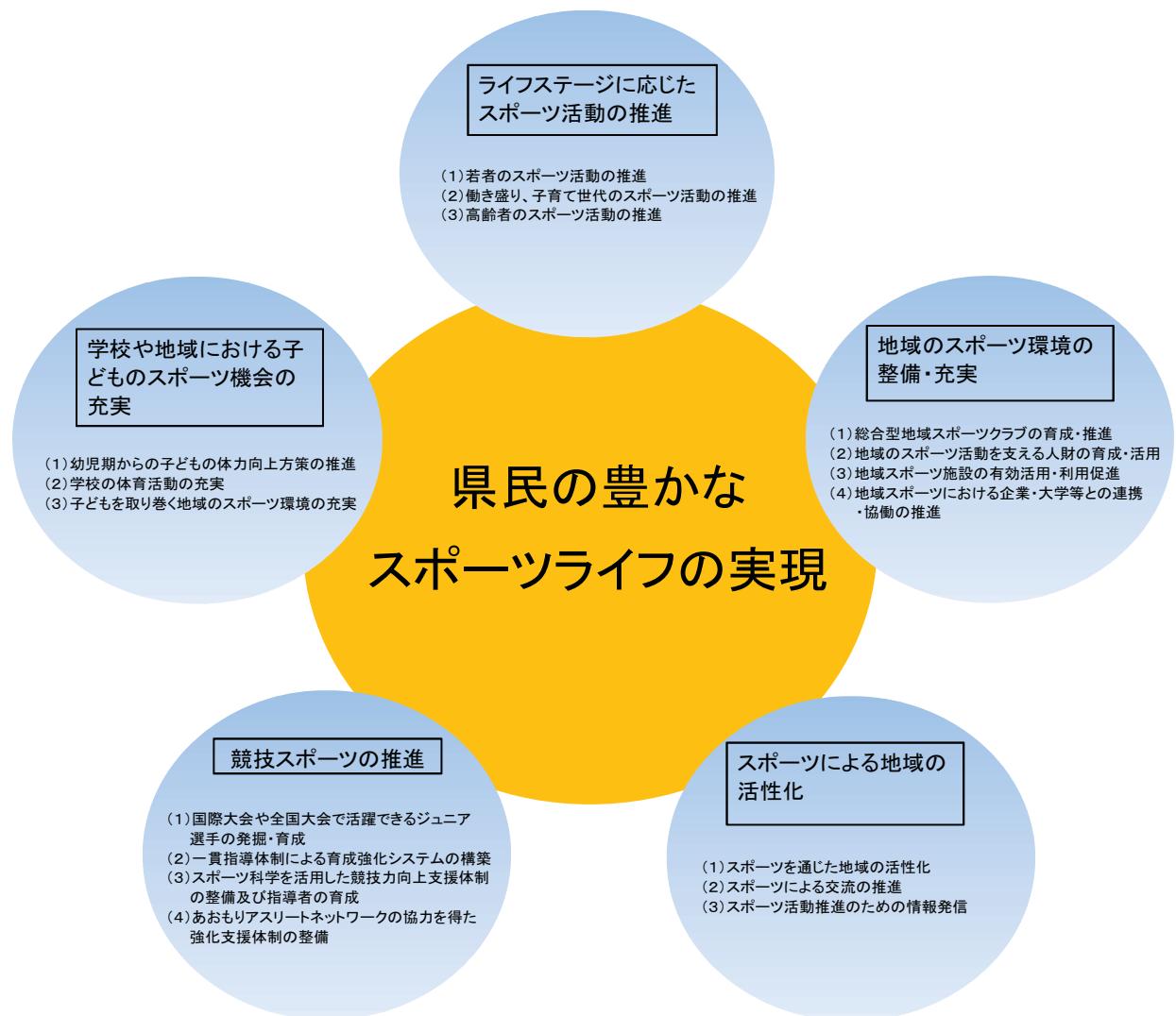
(4) 平成26年度に、市町村が住民を対象に実施した、スポーツ教室やスポーツ大会等のスポーツ行事への参加総数は192,145人で増加傾向を示しています。

また、住民運動会の実施は、21の市町村に増えているものの、体力測定に関する事業は18の市町村に減少しています。



第4章 スポーツ推進施策

本計画は、年齢や性別等を問わず、広く県民が関心、適性等に応じてスポーツに参画できる環境を整備することを基本的な施策の課題としつつ、さらに、前章の本県スポーツの現状を踏まえ、5つの柱で具体的な達成目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、県民の豊かなスポーツライフの実現を目指します。



I ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【目標】

県民の誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・目的に応じていつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

【達成目標】

県民の1年間のスポーツ・運動の実施割合が75%、週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指します。

※本県 平成26年度 実施割合66.2%、週1回以上実施率39.4%

平成23年度 実施割合67.9%、週1回以上実施率36.9%

全国 平成24年度 実施割合80.9%、週1回以上実施率47.5%

本県：県民の健康・スポーツに関する意識調査（県教育委員会）

全国：体力・スポーツに関する世論調査（文部科学省）

1 課題

本県では、この1年間にスポーツや運動を行った成人の割合は66.2%で、週1回以上継続的に取り組んでいる成人の割合は39.4%となっており、いずれも全国平均を下回っています。また、週に1日以上運動やスポーツを行った成人の割合を年齢別に見ると、高年齢層で高くなっています。20歳代から40歳代の若者、働き盛り、子育て世代は、高齢世代に比べて実施率が低くなっています。その理由として「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がないから」が最も多くなっています。

のことから、「若者世代」「働き盛り、子育て世代」のスポーツ実施率を向上させるための方策を講じることが急務となっており、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、自分の好きなスポーツを行うことのできるような場の設定や機会の充実を図る必要があります。また、スポーツ活動の機会充実を図るために、各種スポーツ教室やスポーツ大会等のスポーツイベントを支えるボランティア活動の充実も必要となります。

今後は市町村や県体育協会、県スポーツ推進委員協議会、県レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブなどの関係機関と連携し、地域のニーズに応じた運動プログラムやスポーツイベント等を開催するなど、仕事とスポーツ活動が両立できるような施策を推進していくことが求められています。

県民の誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・目的などに応じて、安全にスポーツに親しむことができるよう、ライフステージに応じたスポーツへの参加を促進する機会や環

境の整備を推進し、できるだけ早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とするすることを目指します。

2 具体的施策

(1) 若者のスポーツ活動の推進

若者のスポーツ活動を推進するため、時間や場所にとらわれず、気軽にスポーツを楽しめる場づくりを行うとともに、「仲間づくり」や「出会い」、「交流」、「健康」の視点を加えたプログラムの提供に取り組みます。また、20歳代前半では、上位の大会や記録向上を目指している若者も比較的多いことから、こうした若者が参加できる競技大会の開催を推進します。さらに、この世代はスポーツイベント開催時のボランティアとしての参加意向が高いことから、ボランティア活動の奨励や機会の創出にも取り組みます。

具体的施策		実施主体
1	気軽にスポーツを楽しめる環境の整備	県、市町村 総合型地域スポーツクラブ 県スポーツ・レクリエーション連盟
2	各種スポーツ教室やスポーツ大会等に参画する機会の推進	県、市町村 県体育協会、各競技団体
3	スポーツボランティア活動の奨励や機会の創出	県、市町村 県スポーツ推進委員協議会 総合型地域スポーツクラブ

(2) 働き盛り、子育て世代のスポーツ活動の推進

働き盛り、子育て世代のスポーツ活動を推進するため、「職場の理解と協力」「親子や家族」をキーワードとした環境づくりを推進します。職場や通勤途中などにおいて手軽に行える運動を奨励し、家族が一緒に行い、楽しむことができる運動・スポーツプログラムの普及・啓発を推進します。また、スポーツイベントを通じて、スポーツや運動の正しい知識の習得を推進します。

具体的施策		実施主体
1	親子や家族がともに参加できるスポーツ教室等の開催	県、市町村 総合型地域スポーツクラブ 県スポーツ・レクリエーション連盟
2	総合型地域スポーツクラブを活用した運動機会の確保	県、市町村 総合型地域スポーツクラブ 県体育協会、各競技団体

3	身近でスポーツに親しむことができる環境づくりの推進	県、市町村 県スポーツ推進委員協議会 総合型地域スポーツクラブ
---	---------------------------	---------------------------------------

(3) 高齢者のスポーツ活動の推進

高齢者のスポーツ活動を推進するため、身近で誰もがスポーツや運動に親しむことのできる環境づくりに取り組みます。体力や健康状態に応じたスポーツプログラムを提供する場の確保に努めるとともに、「生きがいづくり」「仲間づくり」といった社会参加を推進する視点から、学校や地域でのスポーツ指導や総合型地域スポーツクラブ等地域のスポーツクラブの運営等への参画といった機会の創出にも取り組みます。

その際、安全・安心にスポーツ・運動が行えるように、スポーツドクター等の医学的な知識を有する指導者と連携した指導を推進します。

具体的施策		実施主体
1	スポーツ指導や総合型地域スポーツクラブの運営への参画と機会の創出	県、市町村 総合型地域スポーツクラブ 県スポーツ・レクリエーション連盟
2	高齢者の運動習慣定着化の推進	県、市町村 総合型地域スポーツクラブ 県スポーツ推進委員協議会
3	福祉分野と連携した健康づくりムーブメントの展開	県、市町村 県スポーツ推進委員協議会 総合型地域スポーツクラブ



II 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実

【目標】 学校や地域において、子どもがスポーツや運動をとおして楽しさや充実感を味わい、積極的にスポーツや運動に取り組むことにより、体力・運動能力が向上することを目指します。

【達成目標】 ほとんど毎日スポーツをする小学生の割合が55%、中学生の割合が80%、高校生の割合が60%になることを目指します。

※平成26年度 小学生 48.9%

中学生 73.7%

高校生 53.8%

県民の健康・スポーツに関する意識調査（県教育委員会）

1 課題

本県の児童生徒の体格は、男子、女子ともにほとんどの年齢で全国平均を上回っており、肥満傾向児の出現率も、男子、女子ともに全ての年齢で全国平均を上回っています。また、体力では、男子では15歳で、女子では6歳、15歳から17歳で全国平均を上回っています。

スポーツや運動の実施状況では、ほとんど毎日スポーツをする小学生は48.9%、中学生は73.7%、高校生は53.8%となっています。ほとんど毎日スポーツをする児童生徒の割合を学年で比較すると、男子、女子ともに小学校3年生頃から増加し、中学生で高い割合を示すものの、高校では低下傾向を示しています。また、「全く運動をしない」及び「ときどき運動をする」児童生徒の割合は中学校男子を除き男女全てにおいて20%を上回るという結果となっており、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。

また、障害のある子どもたちが自主的・積極的にスポーツや運動を行うためには、障害の種類や程度に応じた様々な配慮が必要となり、障害のある子どもたちに対する専門的な指導力を有する指導者の養成が必要です。

のことから、子どもの体力向上のための事業を推進するとともに、学校体育の充実と子どもを取り巻く地域のスポーツ環境を整備することで、子どもの運動を行う機会及び運動時間を確保することが大きな課題となっています。

2 具体的施策

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

幼児期から体を動かす習慣を身に付けさせるため、地域で保護者と子どもが一緒に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催を推進するほか、子どもの発達の段階に応じた適切な体力向上の取組が行われるよう、学校の教員や地域の指導者に対して、スポーツ医・科学に立脚した指導法等に関する研修会を実施するなど、子どもの体力向上を図るために、運動・スポーツ活動の機会や場の充実、指導者養成に取り組みます。

具体的施策		実施主体
1	幼児期における体を動かした遊びの習慣を身につけるための取組の推進	県、市町村 県スポーツ・レクリエーション連盟 総合型地域スポーツクラブ
2	運動機会の確保等による運動好きな子どもの育成	県、市町村 各競技団体
3	発達段階に応じた適切な指導ができる指導者の養成	県、市町村 県体育協会 県スポーツ推進委員協議会

(2) 学校の体育活動の充実

学校における体育活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものであり、子どもがスポーツや運動をとおして、楽しさや充実感を味わえるようにするために、教員の指導力向上を目指した研修会の実施や、地域や大学等と連携した取組等を推進し、学校における体育学習・運動部活動の充実を図ります。

また、児童生徒の運動部への参加機会を充実するために、複数校による合同実施やシーズン制等による複数種目実施の部活動、活動日を選択できる部活動や健康・体づくりを目指した部活動など、児童生徒の多様なニーズに応える運動部活動を推進します。

具体的施策		実施主体
1	授業づくりに関する研修会の開催や学校体育の推進	県、市町村 学校（小・中学校、高校）
2	児童生徒の多様なニーズに応える運動部活動の推進	県、市町村 総合型地域スポーツクラブ 県中学校体育連盟 県高等学校体育連盟 学校（小・中学校、高校） 県体育協会
3	優れた技能等を指導できる指導者の育成と	県、市町村

	資質向上	県体育協会 県中学校体育連盟 県高等学校体育連盟
4	運動習慣定着に向けた支援の充実	県、市町村 学校（小・中学校、高校） 総合型地域スポーツクラブ

(3) 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実

子どものスポーツへの参加機会を充実するため、小・中学校において、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの広報を積極的に行います。また、総合型地域スポーツクラブ等において、子どものニーズに応じた活動に対する取組を推進します。

さらに、地域において、子どもがスポーツ・運動に親しむことができるよう、子どものスポーツ指導に関する理念等について、学校や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、県学校体育連合会、スポーツ・レクリエーション団体等の関係間において、共通理解を図ります。

具体的施策		実施主体
1	子どものスポーツ参加機会の充実	県、市町村、学校（小・中学校） 総合型地域スポーツクラブ スポーツ少年団 県学校体育連合会 県スポーツ・レクリエーション連盟
2	総合型地域スポーツクラブと学校における体育活動との連携	県、市町村、学校（小・中学校） 総合型地域スポーツクラブ スポーツ少年団
3	スポーツ少年団と運動部活動との連携した取組の推進	県、市町村、学校（小・中学校） スポーツ少年団 総合型地域スポーツクラブ

III 地域のスポーツ環境の整備・充実

【目標】

地域住民が主体的に地域のスポーツ活動へ参加することでの
きる機会を創出することにより、生涯を通じて住民がスポーツ
活動へ参画できることを目指します。

【達成目標】

総合型地域スポーツクラブの育成率が100%になることを目
指します。

※本県 平成26年度 育成率 70.0% (40市町村中、28市町村)

平成24年度 育成率 67.5% (40市町村中、27市町村)

全国 平成26年度 育成率 80.1% (1741市町村中、1394市町村)

県民の健康・スポーツに関する意識調査（県教育委員会）

1 課題

県では、子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しむ環境づくりやスポーツを通じた地域づくりの推進など、県民の健康で豊かな生活の実現と地域の活性化を目指しています。誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備は、生涯を通じた住民の主体的なスポーツ参画の基盤となるものであり、地域社会の活性化のために重要な意義をもつものです。このため、地域住民が主体的に運営する形態の総合型地域スポーツクラブは、とても重要な役割を担っています。

本県の総合型地域スポーツクラブの育成率は、全国市町村の平均80.1%に対して70.0%と下回っており、県民の豊かなスポーツライフの実現を図るために引き続き、総合型地域スポーツクラブの育成支援を進めるなど、年間を通してスポーツに親しむ環境づくりと県民の健康づくりが大きな課題となります。

2 具体的施策

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成・推進

総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体的に運営する形態のスポーツクラブであり、その創設・運営にあたっては、総合型クラブの核となる熱意と能力のある人財を確保するとともに、それぞれの地域が抱える課題に適切に対応していく必要があります。

県では平成19年度に「青森県広域スポーツセンター」を設置し、総合型地域スポーツクラブの創設・運営に対し総合的な支援を行ってきました。

今後も引き続き、総合型クラブの創設・運営に関する情報提供や運営研修会等を開催し、設立に向けた普及啓発活動を進めます。また、総合型地域スポーツクラブ間のネットワークを形成し、総合型地域スポーツクラブ同士が連携を深めることにより、さらに円滑で自立したクラブ運営がされることを目指します。

具体的施策		実施主体
1	総合型地域スポーツクラブの設立・育成及び活動に関する支援	県、市町村 県体育協会 広域スポーツセンター 県スポーツ推進委員協議会
2	総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー・指導者の育成に関する支援	県、市町村 県体育協会 広域スポーツセンター 県スポーツ推進委員協議会

(2) 地域のスポーツ活動を支える人財の育成・活用

地域のスポーツ活動を支える人財（スポーツ指導者、スポーツボランティア、スポーツ推進委員等）を養成するとともに、トップアスリートとして活躍した競技者を地域のスポーツ活動の場面で活用するなど、好循環の創出に努めます。また、本県ゆかりのオリンピアンやトップアスリートで組織する「あおもりアスリートネットワーク」と連携した施策の展開に努めます。

具体的施策		実施主体
1	地域スポーツ活動を支える人財の養成	県、市町村 広域スポーツセンター 県スポーツ推進委員協議会 総合型地域スポーツクラブ 学校（大学）
2	トップアスリートとして活躍した競技者の活用	県、市町村 総合型地域スポーツクラブ 県中学校体育連盟 県高等学校体育連盟 学校（小・中学校、高校）
3	トップスポーツと地域スポーツの連携・協働の推進	県、市町村 総合型地域スポーツクラブ あおもりアスリートネットワーク

(3) 地域スポーツ施設の有効活用・利用促進

地域スポーツ活動の場となる、学校体育施設や公共スポーツ施設の有効活用や、さまざまなニーズに対応できる環境づくりに取り組み、すべての地域住民が安心・安全に活用できることを目指します。また、公共施設のみならず大学や企業、民間の施設等をスポーツ活動へ開放してもらうなど、活動場所の確保に努めます。

具体的施策		実施主体
1	スポーツ施設の計画的利用促進	県 市町村 学校（小・中学校、高校）
2	スポーツ施設の安全対策	県 市町村 学校（小・中学校、高校）

(4) 地域スポーツにおける企業・大学等との連携・協働の推進

総合型クラブと当該地域の各種機関・団体との相互扶助の関係を築くことを目指します。総合型クラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの核となり、企業や大学が有するスポーツ医・科学研究や人財を活用することによって、スポーツを通じた地域貢献活動が充実・発展することを目指します。

具体的施策		実施主体
1	スポーツ関係団体と企業・大学等が連携するスポーツ活動の推進	県、市町村、学校（大学） スポーツ少年団 県学校体育連合会 県スポーツ・レクリエーション連盟 企業
2	総合型地域スポーツクラブと企業・大学等との連携・協働	県、市町村、学校（大学） 総合型地域スポーツクラブ 企業
3	企業・大学等が有する優れたスポーツ人財の活用	県、市町村、学校（大学） スポーツ少年団 総合型地域スポーツクラブ 企業

IV 競技スポーツの推進

【目標】

本県選手が、全国大会や国際大会において活躍し、多くの県民に勇気や感動を与えるとともに、子ども達のスポーツに対する興味関心を高めることのできるアスリートの育成を目指します。

【達成目標】

- ・国民体育大会と全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会を合わせた本県選手の入賞数が130になることを目指します。
※平成26年度 115（国体57、全高体38、全中体20）
平成25年度 118（国体54、全高体40、全中体24）
平成24年度 114（国体47、全高体42、全中体25）
平成23年度 139（国体78、全高体41、全中体20）
- ・中学校と高等学校の一貫指導体制を確立します。

1 課題

本県の競技力向上の目安となる国民体育大会における男女総合成績の順位は、近年、低下傾向にあり、平成24年度は40位代まで順位を下げ、平成26年度は過去最下位の43位となっています。

また、県教育委員会が集計している、国民体育大会と全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会を合わせた本県選手の入賞数についても、平成23年度から減少傾向にあり、競技力向上に向けた対策は急務です。

この原因としては、国民体育大会での得点のうち6～7割を占めていた少年男女の成績が著しく低下していることや、団体種目の入賞数が減少していることなどが考えられます。また、早期にジュニア選手の発掘・育成に取り組んできた他の都道府県の競技力が向上していることも、本県の成績低下の背景にあると考えられます。

本県の競技力向上を図るためにには、一貫指導の理念に基づく強化事業の実施により、指導者の育成や競技団体の活性化等を図る必要があります。また、競技団体によっては、競技人口が少ない、指導体制や組織体制が十分ではないなど、選手の効果的な強化が困難な競技団体も見られ、こうした競技団体が安定した競技力を維持できるよう、課題の克服に向けた支援を行う必要があります。

また、世界で活躍できるトップアスリートになるためには、専門的な技能はもとより、

世界のスポーツ情勢や最新のスポーツ医・科学情報、メンタルマネジメントや栄養学等、様々な知識や能力が必要となります。こうした分野に高い専門性を有する指導者の育成や、指導環境の整備が重要となります。さらに、子どもたちは、新体力テストの実施により、現状の体力に関する情報を得ることはできるものの、子どもたちへのスポーツの適性に関する情報の提供は行われていません。スポーツの選択肢を拡大し、広くスポーツに関心をもつききっかけを作る意味からも、個々の能力に応じたスポーツに関する情報の提供を行っていくことも重要となり、青森県スポーツ科学センターを拠点とする強化支援体制の整備について検討していく必要があります。

中・高等学校においては、少子化や指導者不足等により、運動部活動が休・廃部を余儀なくされ、子どもたちのスポーツに親しむ場や機会が少なくなりつつあります。また、所属校の部活動にないスポーツの実践は、困難な状況にあります。

その状況を改善するためにも、本県にゆかりのあるオリンピアンやトップアスリートで組織する「あおもりアスリートネットワーク」を活用した支援体制の整備も重要です。全国大会や国際大会において活躍したトップアスリートが本県で活躍し、指導者として次世代トップアスリートの育成や県民に対してスポーツの素晴らしさを伝えることは、本県競技力の好循環を生み出し、「スポーツが盛んな青森県」を創り出すことに繋がります。

2 具体的施策

(1) 国際大会や全国大会で活躍できるジュニア選手の発掘・育成

競技力の向上を図る上で、競技適性が高い選手の獲得は極めて重要です。

子どもたちがその競技種目を選択する主な理由として、家族や友人が経験していることや地域で活発に行われていること、授業での経験等があげられますが、そうした機会が少ない競技では、選手の確保が困難な状況です。

本県では、平成24年度からジュニア選手の発掘・育成事業を実施しており、一定の成果は得られているものの、発掘・育成した選手がさらに各競技団体で強化されるためのシステムの構築には課題があります。

引き続き、高い運動能力を有するジュニア選手を発掘するとともに、中央専門機関等と連携した育成プログラムの実施を図り、育成された選手がさらに各競技団体の強化を経て、トップアスリートとなるためのシステムの構築に努めます。

具体的施策		実施主体
1 高い能力を有するジュニア選手の発掘・育成・強化の推進		県 学校（小・中学校） 県体育協会 県スポーツ科学センター 各競技団体

2	中央専門機関等と連携した育成プログラムの実施	県 県体育協会 県スポーツ科学センター
---	------------------------	---------------------------

(2) 一貫指導体制による育成強化システムの構築

全ての指導者に共通することは、選手やチームの可能性を最大限に引き出し、個人や団体が掲げた目標に送り届けることで、この基本的な考え方が、県内の選手育成・強化に携わる全指導者に浸透するよう取り組むことが必要です。

また、これから指導者は、スポーツ医・科学を有効に活用し、科学的データに基づき選手やチームを指導できる能力が求められています。

さらに、選手のなかには希望する競技を行うための環境がない、または優秀な指導者がいないなどの理由から、環境を県外に求める事例も見られます。

このような課題の解決に向け、個人の能力を最大限に伸ばすことができる育成強化プログラムを策定するとともに、スポーツ科学を活用した選手及び指導者の育成に向け、県スポーツ科学センターを拠点とした選手及び指導者育成体制の整備を推進します。

具体的施策		実施主体
1	個人の能力を最大限に伸ばすことができる育成強化プログラムの策定	県 県体育協会 県スポーツ科学センター 各競技団体
2	青森県スポーツ科学センターを拠点とした選手及び指導者育成体制の整備	県 学校（小・中学校、高校、大学） 県体育協会 県スポーツ科学センター 各競技団体

(3) スポーツ科学を活用した競技力向上支援体制の整備及び指導者の育成

選手への情報提供を積極的に行うため、青森県スポーツ科学センターの専門的測定機能及び情報提供機能の充実を図ります。また、運動部活動の場においては、スポーツ医・科学的側面から競技力の向上を図るとともに、関係機関やスポーツドクター、スポーツファーマシスト等との連携により、スポーツ障害やドーピングコントロール等に関する最新の情報を提供できる機会の構築を図ります。

さらに、指導者の資質向上を図るため、中央競技団体からトップアスリートや高度な指導技術を有する外部指導者を招聘し、本県競技力の底上げを図ります。

具体的施策		実施主体
1	スポーツ医・科学を活用した総合的なサポート体制の整備	県 学校（小・中学校、高校、大学） 県体育協会 県スポーツ科学センター 各競技団体
2	高い指導技術や資質を有する指導者の発掘・育成	県 学校（小・中学校、高校、大学） 県体育協会 県スポーツ科学センター 各競技団体

(4) あおもりアスリートネットワークの協力を得た強化支援体制の整備

中学校・高等学校体育連盟と連携を図り、本県にゆかりのあるオリンピアンやトップアスリートで組織する「あおもりアスリートネットワーク」のメンバーの協力を仰ぎ、スポーツの魅力を伝えるための取組を推進します。また、全国大会や国際大会において活躍したトップアスリートが本県で活躍し、さらに指導者として次世代トップアスリートの育成や県民に対してスポーツの素晴らしさを伝えるための施策を展開することで、本県競技力の好循環の創出を図ります。

具体的施策		実施主体
1	あおもりアスリートネットワークによる支援体制の整備	県、市町村 あおもりアスリートネットワーク 総合型地域スポーツクラブ スポーツ少年団
2	中・高体連及び各競技団体等と連携した事業の推進	県 高等学校体育連盟 中学校体育連盟 各競技団体

あおもりアスリートネットワーク設立記念イベント



V スポーツによる地域の活性化

【目標】 スポーツイベントやスポーツ活動を活用して、地域の魅力を高めるとともに、スポーツ交流を通して、青森の元気づくり・活力の創出を目指します。

【達成目標】 市町村が住民を対象に実施するスポーツ教室やスポーツ大会等の行事への参加総数が、年間200,000人以上になることを目指します。

※平成26年度 参加総数 131,355人
(県教育庁スポーツ健康課による調査)

1 課題

2020年東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする各種世界大会の日本開催が決定しています。

本県においては、県と市町村が連携を図りながら、オリンピックをはじめとする国際大会の開催に伴う海外ナショナルチームによる事前合宿や強化試合の誘致に向けた取組を進めています。

県内各地域においては、スポーツ施設、宿泊施設等地域が一体となったスポーツ環境をPRし、国内外のトップクラスのスポーツ大会やイベント、合宿等の開催・誘致を行っていますが、今後、なお一層推進していくことが必要となります。

そのような開催や誘致を行うためには、スポーツによる地域活性化を支える人財（スポーツボランティア）の育成が、今後の大きな課題となっています。

2 具体的施策

(1) スポーツを通じた地域の活性化

市町村が行うスポーツによる健康増進の取組を支援し、スポーツ・運動に対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実施率を増やすことにより、健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少社会の進行にも対応できるスポーツを通じた地域の活性化を目指します。

具体的施策		実施主体
1	スポーツを活用した特色ある地域づくりの推進	県、市町村 市町村関係団体 県体育協会
2	地域の特色や資源をいかしたスポーツイベント等の開催	県、市町村 市町村関係団体 県体育協会

(2) スポーツによる交流の推進

「2020 年東京オリンピック・パラリンピック」の開催も視野に入れたスポーツ大会やスポーツイベント、合宿等の誘致をとおして交流活動を推進し、スポーツを活用したまちづくりや、地域の活性化を推進します。

また、市町村や民間企業、スポーツ団体等との連携を図り、スポーツイベントの誘致や受け入れ、ボランティア組織の育成など、地域スポーツの振興につながる取組を推進します。

さらに、地域におけるスポーツ活動の充実を図るために、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブマネジャー等のスポーツで地域を支える人財を育成します。

具体的施策		実施主体
1	各種スポーツ大会やスポーツイベントの誘致による交流活動の推進	県、市町村 市町村関係団体 県体育協会
2	スポーツによる地域活性化を支える人財の育成	県、市町村 市町村関係団体 学校（大学） スポーツ推進委員 総合型地域スポーツクラブ

(3) スポーツ活動推進のための情報発信

スポーツで地域の活性化を図るために、地域の魅力あるスポーツコンテンツ（スポーツイベント・環境などのスポーツ素材等）を最大限に活用し、積極的にスポーツ情報を発信することが必要です。また、地域における大規模スポーツ大会やスポーツイベントの開催は、地域の文化創出や郷土愛の醸成等につながり、地域社会に大きな影響を与えます。

これらの誘致を推進するため、スポーツに関する情報発信に向けたネットワークの構築を図ります。

具体的施策		実施主体
1	多様なニーズに対応した、情報発信体制の整備	県、市町村
2	スポーツイベント等のスポーツに関する情報発信のためのネットワーク構築	県、市町村 学校（小・中学校、高校、大学） 県体育協会



(平成26年 第69回長崎国体 総合開会式)

《参考資料》

○用語解説

① スポーツ (スポーツ基本法 前文から)

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。（略）

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協働する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

（略）スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。（略）スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

② スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和 36 年）を 50 年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。平成 23 年 6 月に公布、同年 8 月から施行された。

③ スポーツ基本計画

「スポーツ基本法」に基づき、平成 24 年 3 月に策定された。

この計画においては、今後のスポーツの推進の主要な課題として、7 項目を掲げ、それぞれ平成 24 年度から 10 年程度を見通した概ね 5 年間の政策目標を設定するとともに、そのためには必要な具体的な施策を盛り込んでいる。

④ 人財

本県では、平成 19 年 9 月、「あおもりを愛する人づくり戦略」を策定しており、その基礎となる考え方として、「人は石垣、人は城、そして人は財（たから）」であり、何事を成すにも「人財」が基本である」とし、「人」、「人材」などを「人財」と表しています。

⑤ 総合型地域スポーツクラブ

地域住民によって自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。子どもから大人まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人が（多種目）、初心者からトップレベルまでそれぞれの趣向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持つ。

⑥ 学校保健統計調査

学校保健安全法により、毎年定期に行われている健康診断に基づき、児童生徒の発育及び発達状態を明らかにする調査。小学校・中学校・高等学校の全児童生徒を対象とする。ただし、高等学校の生徒のうち、全日制課程及び定時制課程に在籍する満18歳以上の生徒等及び通信制課程の生徒は除く。

⑦ 肥満傾向児

肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。

痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下の者である。

※ 肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100%

<参考>

身長別標準体重は、年齢・性別に下表の係数「a」及び「b」を用いて次のように算出する。（**身長別標準体重 = a × 実測身長 - b**）

年齢	男		女	
	a	b	a	b
6	0.461	32.382	0.458	32.079
7	0.513	38.878	0.508	38.367
8	0.592	48.804	0.561	45.006
9	0.687	61.390	0.652	56.992
10	0.752	70.461	0.730	68.091
11	0.782	75.106	0.803	78.846
12	0.783	75.642	0.796	76.934
13	0.815	81.348	0.655	54.234
14	0.832	83.695	0.594	43.264
15	0.766	70.989	0.560	37.002
16	0.656	51.822	0.578	39.057
17	0.672	53.642	0.598	42.339

⑧ 新体力テスト調査

本県では、文部科学省で示す「新体力テスト実施要項」に基づき、小学校、中学校、高等学校の男女児童生徒を対象に体力調査を実施している。

- ・平成 26 年度標本数

小学生（1年～6年） 62,604 名

中学生（1年～3年） 33,391 名

高校生（1年～3年） 26,372 名

- ・新体力テスト

握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・持久走（12歳以上選択）
20m シャトルラン（11歳以下必実施、12歳以上選択）・50m 走・立ち幅とび
ボール投げ

- ・ライフスタイル調査

運動部やスポーツクラブへの所属状況、運動・スポーツの実施状況、1日の運動・スポーツ実施時間、朝食の有無、1日の睡眠時間、1日のテレビ視聴時間

⑨ 県民の健康・スポーツに関する意識調査

平成 27 年 1 月、郵送回収法により、青森県内に在住する満 20 歳以上の男女 2,000 人を対象に調査、693 人から回答。

※文部科学省調査

3 年に一度実施される、体力・スポーツに関する世論調査。平成 25 年の調査では、全国の 20 歳以上男女 1,897 人（1 県平均 40.4 人）から回答。

⑩ 国民体育大会

昭和 21 年に京阪神地方で第 1 回大会開催。昭和 36 年からは、国のスポーツ振興法に定める重要行事として、主催を（財）日本体育協会、文部科学省、開催地都道府県とし、各競技会は日体協加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとして、本大会は、毎年各県持ち回りで開催されている。

正式種目の順位を得点に置き換えて争い、本大会及び冬季大会の通算で男女総合成績第 1 位の都道府県に「天皇杯」が、女子総合成績第 1 位の都道府県に「皇后杯」が授与される。

⑪ 競技人口調査

（公財）青森県体育協会に加盟する 59 競技団体（中学校体育連盟・高等学校体育連盟を除く）の平成 26 年度の競技人口を調査。小学生、中学生、高校生、大学生、一般の登録選手数の他、一部競技においては登録外の競技人口を含めている。

⑫ 日本体育協会公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格

コーチー各競技団体の都道府県レベルにおける競技者育成を担当する資格。上級コーチー国際大会等の各競技会における監督・コーチとして、競技者が最高の能力を発揮できるよう、強化スタッフとして指導にあたるなど、中央競技団体におけるナショナルレベルのトップコーチの資格。

⑬ 青森県スポーツ科学センター

スポーツ科学を活用した競技力向上等を目的に、平成 15 年 7 月に青森市宮田地区の新総合運動公園内に開設された。

- ・「体力測定」—専門的な測定機器を用い、身体機能や運動能力を測定し、評価する。また、測定結果に基づき、利用者の体力及びトレーニングに関する情報を提供する。
- ・「動作分析」—スポーツの様々な場面で発生する動きをバイオメカニクス的手法を使って分析し、動きの向上・改善のヒントを提供する。
- ・「リコンディショニング」—スポーツ傷害による競技者の競技復帰までのアスレチック・リハビリテーションを実施する。個人の競技レベルやトレーニング環境に合わせたプログラムの提供、及び受傷部位へのケアや、低下した運動機能を回復するためのトレーニングの指導などを通じて、競技力向上に向けた支援を行う。
- ・「心理サポート」—競技スポーツ選手やスポーツ愛好家、及びスポーツチーム（集団）がより充実した競技生活を送っていき、より望む姿（チーム状況）に近づいていくことを、スポーツ心理学に基づいて心理面からサポートする。

⑭ スポーツ推進委員（旧「体育指導委員」）

市町村の教育委員会は市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、スポーツ推進委員を委嘱しています。役割としては、近年、スポーツの実技指導やその他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整としての役割が重要性を増していることから、こうした職務が規定上追加されるとともに、当該職務をより適切に表す観点から、「スポーツ推進委員」に名称変更された。（スポーツ基本法第 32 条）

⑮ 平成 23 年度全国高等学校総合体育大会

- ・会期は、平成 23 年 7 月 28 日（木）～8 月 20 日（土）の 24 日間。
- ・総合開会式を新青森県総合運動公園総合体育館「マエダアリーナ」で実施。
参加者数 5,721 人（招待者・一般観覧者、報道、選手団の計 3,549 人、出演・運営関係者の計 2,172 人）

式典内容：(ア) 大会序章（さんさ踊り・岩手県、なまはげ太鼓・秋田県）、
(イ) 入場行進、(ウ) 式典音楽隊による北東北にゆかりのある曲を演奏、
(エ) 式典演技テーマ「みちのくの熱き思いを紡ぐ」のもと、創作ダンス、
チアリーディング、津軽三味線、ねぶた乱舞の演技を群読でひとつの物語に
融合して披露、(オ) 高体連応援団専門部による選手団激励

- ・青森県では競技種目別大会を県内 5 市会場で 12 競技種目開催。

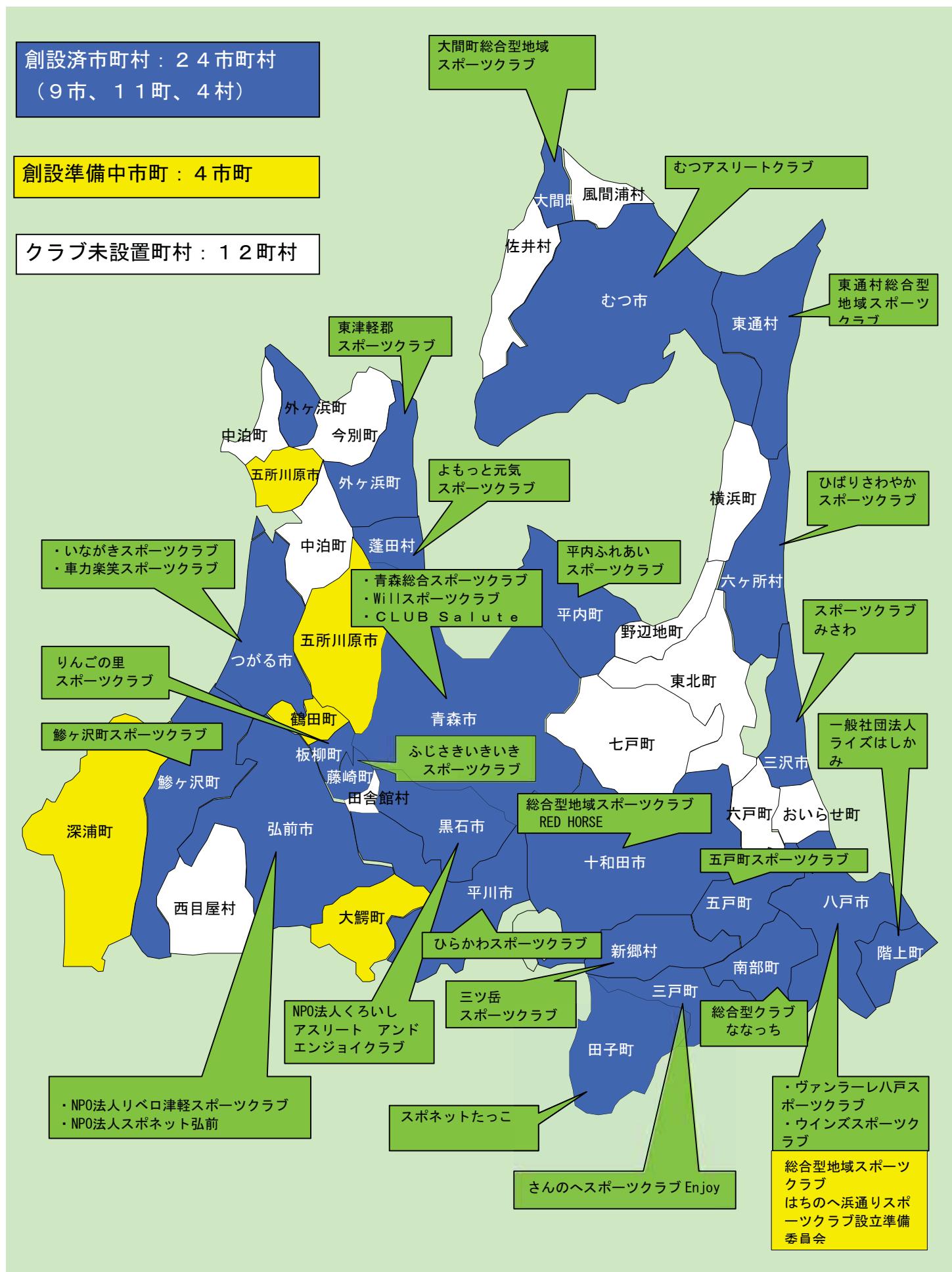
青森市：体操（新体操）、ソフトテニス（男子）、卓球、テニス、登山、

弘前市：相撲、バドミントン、剣道、登山、八戸市：バレーボール（女子）、
アーチェリー、十和田市：空手道、むつ市：フェンシング

参加選手 8,142 人、監督等 2,368 人、役員・補助員 7,457 人、参加校 1,919
校、延べ観客数 156,757 人

資料1 青森県総合型地域スポーツクラブの育成状況

(平成27年4月1日現在)



資料3 (公財)青森県体育協会加盟団体における競技人口

平成26年4月

NO	団体名	平成22年度 競技人(人)	平成26年度競技人口 (人)	平成22年度と比較した増減		
				増	減	変わらない
1	(一財)青森県スキー連盟	2,251	2,160			
2	青森県スケート連盟	178	164		○	
3	青森県アイスホッケー連盟	1,015	791		○	
4	青森県水泳連盟	947	998			
5	青森県ボート協会	117	177	○		
6	青森県セーリング連盟	106	61		○	
7	青森県カヌー協会	39	36		○	
8	(一財)青森陸上競技協会	7,576	7,235		○	
9	(一社)青森県サッカー協会	9,279	9,471	○		
10	青森県テニス協会	1,499	1,108		○	
11	青森県ホッケー協会	229	118		○	
12	青森県アマチュアボクシング連盟	175	178	○		
13	青森県バレーボール協会	4,722	2080			
14	青森県体操協会	377	375		○	
15	青森県バスケットボール協会	12,500	11,519		○	
16	青森県レスリング協会	296	211		○	
17	青森県エイトリフティング協会	112	136	○		
18	青森県ハンドボール協会	926	713		○	
19	青森県自転車競技連盟	87	95	○		
20	青森県ソフトテニス連盟	5,841	5,770		○	
21	青森県卓球連盟	5,625	6,155	○		
22	青森県軟式野球連盟	11,161	9,231		○	
23	青森県相撲連盟	313	200		○	
24	青森県馬術連盟	152	99		○	
25	青森県柔道連盟	2,726	2,169		○	
26	青森県ソフトボール協会	2,483	2,311		○	
27	青森県フェンシング協会	138	110		○	
28	青森県バドミントン協会	2,529	2,691	○		
29	青森県弓道連盟	1,681	1,688	○		
30	青森県ライフル射撃協会	29	18		○	
31	青森県剣道連盟	3,157	2,857		○	
32	青森県ラグビーフットボール協会	1,337	1,150		○	
33	青森県山岳連盟	7	114	○		
34	青森県クレー射撃協会	30	24		○	
35	青森県銃剣道連盟	524	644	○		
36	青森県アーチェリー協会	357	250		○	
37	青森県空手道連盟	711	691		○	
38	青森県なぎなた連盟	128	169	○		
39	青森県ボウリング連盟	445	467	○		
40	青森県少林寺拳法連盟	586	290		○	
41	青森県駅道協会	92	63		○	
42	青森県トランポリン協会	185	40		○	
43	青森県ゴルフ連盟	297	242		○	
44	青森県ゲートボール協会	809	600		○	
45	青森県バイアスロン連盟	44	34		○	
46	青森県合気道連盟	397	150			
47	青森県武術太極拳連盟	804	964	○		
48	青森県綱引連盟	36	80	○		
49	青森県ポールルームダンス連盟	272	180		○	
50	青森県グラウンド・ゴルフ協会	2,228	2,172		○	
51	青森県カーリング協会	225	213		○	
52	青森県ユニバーサルホッケー協会	195	50		○	
53	青森県野球連盟(社会人)	201	脱落		-	
54	青森県トライアスロン協会	44	60	○		
55	青森県バウンドテニス協会	270	228		○	
56	青森県ダンススポーツ連盟	227	201		○	
57	青森県ウォーキング協会		1272			
58	青森県パークゴルフ協会連合会		734			
59	青森県エアロビック連盟		30			
合計		88,717	80,001	15	36	0

※平成26年度の調査では、NO.57～NO.59の3団体が新たに加盟した。

資料6

平成26年度 中学校運動部活動 調査結果集計

(調査対象校数 163校)

1 中学校運動部活動加入状況について

生徒数・加入数	1年			2年			3年			合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
生徒数	6,210	5,880	6,153	5,989	6,245	6,070	18,608	17,939	11,023	10,956	36,547	36,547
県全体 加入数	5,354	3,739	5,291	3,697	5,318	3,587	15,963	15,963	11,023	11,023	26,986	26,986
県全体 加入率	86.2%	63.6%	86.0%	61.7%	85.2%	59.1%	85.8%	85.8%	61.4%	61.4%	73.8%	73.8%

※ 生徒の運動部活動加入数の合計は、スキー・スケート部等において夏季に他の部に所属している生徒や、常設せず中体連主催の大会のみ参加する特例措置の運動部に所属している生徒は含んでいない。

2 男女別種目数及び加入数、顧問及び指導者について

種目名	種目別部活動数	種目別加入状況						顧問及び指導者					
		1年	2年	3年	合計	男	女	男	女	合計	男	女	外部指導者
陸上	137	140	767	555	757	567	796	531	2,320	1,653	152	31	112
体操(器械)	3	3	6	3	10	13	9	10	25	26	51	1	0
水泳	28	28	49	28	39	31	36	28	124	87	211	6	6
バレーボール	39	97	272	594	219	619	180	587	671	1,800	2,471	108	10
バスケットボール	79	99	605	593	541	544	540	542	1,686	1,679	1,365	127	28
サッカー	80	17	814	29	829	18	853	17	2,496	64	2,560	121	27
野球	147	10	1,152	6	1,194	4	1,243	6	3,589	16	3,605	232	41
ソフトボール	0	61	0	260	17	353	1	351	18	964	982	55	10
柔道	50	37	151	49	197	52	132	47	480	148	628	55	11
剣道	65	60	188	132	234	110	246	124	668	366	1,034	63	27
相撲	9	1	14	1	9	0	10	0	33	1	34	9	3
ソフトテニス	59	94	559	768	531	707	548	719	1,638	2,194	3,832	84	20
卓球	97	98	524	407	495	370	490	345	1,509	1,122	2,631	104	24
バドミントン	27	36	203	271	167	270	172	247	542	788	1,330	37	9
ハンドボール	2	1	6	3	1	12	2	21	6	27	1	1	0
新体操	2	6	4	34	5	32	7	23	16	89	105	2	1
スキー	6	7	2	1	6	5	6	4	14	10	24	7	1
スケート	4	2	3	2	6	1	2	1	11	4	15	5	2
フィギュアスケート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスホッケー	5	0	30	3	25	0	29	0	84	3	87	9	1
フェンシング	1	1	2	0	5	0	2	1	9	1	10	3	1
空手	1	1	3	0	2	0	4	2	9	2	11	0	0
合計	841	799	5,354	3,739	5,291	3,697	5,318	3,587	15,963	11,023	26,986	1,181	254

3 平均活動日数及び活動時間について

週の平均活動日数	1日の平均活動時間					
	夏季4~10月			冬季11~3月		
運動部活動実施日数	836	791	822	779	832	790
平均日数	5.6	5.6	5.5	5.5	2.3	2.2
平均時間	3.5	3.5	3.5	3.5	3.3	3.3
4 長期休業中の活動日数及び活動時間について	冬季					
	夏季			冬季		
日数	時間	日数	時間	日数	時間	
運動部活動実施日数	825	783	827	784	820	778
平均日数	19.7	19.5	3.6	3.5	11.4	11.2
平均時間	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
5 土・日曜日の活動について	調査項目					
日数	時間	日数	時間	日数	時間	
土・日曜日とも休養日としている。	1	17	1	12	0	0
土・日曜日のいすれかを休養日としている。	0	0	0	0	0	0
土・日曜日とも活動を実施している。	0	0	0	0	0	0
月に1・2回程度は、土曜日又は日曜日を休みとしている。	0	0	0	0	0	0
6 第1・3日曜日の活動について	第3日曜日					
第1日曜日	活動していない					活動している
活動していない	1,587	97.2%	46	2.8%	1,592	97.5%
活動している	0	0	0	0	0	0

スポーツ基本計画（概要）

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間。地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

こうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- ・「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立
- ・幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

(2) 学校の体育に関する活動の充実

- ・体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実
- ・武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実
- ・運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進
- ・安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実
- ・障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進
- ・運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力つくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

こうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とする。

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施
- ・年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定
- ・地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進
- ・スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進
- ・旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

(2) スポーツにおける安全の確保

- ・全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進
- ・スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進
- ・AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標：住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- ・総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- ・総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー(仮称)」の育成

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

- ・大学、日本体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- ・指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- ・スポーツ推進委員に熱意と能力のある人材の登用、研修機会の充実

(3) 地域スポーツ施設の充実

- ・学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- ・健常者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー）以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・N F等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- ・スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- ・女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進
- ・企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- ・競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

- ・J O Cにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さん機会の充実・確保を支援
- ・N F等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- ・オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、N T C及びJ I S Sを強化。
- ・N T Cの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- ・我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援

(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
- ・ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
- ・指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
- ・市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標：スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- ・ JADAにおける、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- ・ 競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- ・ 組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- ・ スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・ スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・ スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標：トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・ 地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・ 拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・ トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・ 小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学との連携

- ・ 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・ 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、スポーツ基本法の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果を適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

青森県スポーツ推進審議会委員名簿

任期 2 年 (平成25年11月13日～平成27年11月12日)

No.	氏 名	所属（職名）等	備考
1	伊 藤 武 男	はしかみ総合スポーツクラブ会長	
2	蝦 名 文 昭	青森県スポーツ推進委員協議会会长	会 長
3	岡 村 良 久	青森県スポーツドクターの会会长	
4	河 内 見地子	東北女子大学家政学部児童学科教授	
5	木 村 徳 栄	青森市卓球協会参与	
6	出 町 幸太郎	青森県中学校体育連盟会長（青森市立筒井中学校校長）	平成25年11月13日 ～平成27年5月13日
	木 村 聖 一	青森県中学校体育連盟会長（青森市立筒井中学校校長）	平成27年5月14日 ～平成27年11月12日
7	工 藤 敦 子	車力楽笑スポーツクラブ クラブマネジャー	
8	齋 藤 春 香	ソフトボール競技元日本代表監督	
9	佐々木 昭 子	むつ市スキー協会員	
10	月 永 良 彦	青森県市町村教育委員会教育長会会長	
11	長 崎 昭 義	青森県体育協会副会長	副会長
12	本 間 正 行	弘前大学教育学部教授	
13	柳 谷 透	八戸水泳協会会长	
14	高 橋 順	青森県高等学校体育連盟会長（県立青森西高等学校校長）	平成25年11月13日 ～平成27年5月13日
	山 口 龍 城	青森県高等学校体育連盟会長（県立青森西高等学校校長）	平成27年5月14日 ～平成27年11月12日
15	山 本 美紗子	青森県女子体育連盟会長	
16	吉 岡 美 子	青森県立保健大学健康学部栄養学科教授	

次期スポーツ振興計画策定ワーキンググループ委員名簿

No.	氏 名	所属（職名）等	備考
1	本 間 正 行	弘前大学教育学部教授	委員長
2	柳 谷 透	八戸水泳協会会长	
3	吉 岡 美 子	青森県立保健大学健康学部栄養学科教授	
4	山 本 美紗子	青森県女子体育連盟会長	
5	三本木 温	八戸学院大学教授	
6	内 山 清	青森中央学院大学教授	

(所属（職名）等は、在任中のもの)